

三原市国民保護計画



平成19年1月策定
平成30年5月変更
令和7年12月変更

三 原 市

三原市国民保護計画

目 次

第1編 総 論.....	1
第1章 計画の位置づけと実施内容.....	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	3
第3章 関係機関の事務または業務の大綱等.....	5
第4章 三原市の地理的、社会的特徴.....	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態.....	17
第2編 平素からの備えや予防.....	20
第1章 組織・体制の整備等.....	20
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	58
第3章 生活関連等施設の把握等.....	64
第4章 物資及び資材の備蓄、整備.....	66
第5章 国民保護に関する啓発.....	69
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	70
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	70
第2章 市対策本部の設置等.....	75
第3章 関係機関相互の連携.....	82
第4章 警報及び避難の指示等.....	86
第5章 避難住民等の救援.....	111
第6章 安否情報の収集・提供.....	122
第7章 武力攻撃災害への対処.....	130
第8章 被災情報の収集及び報告.....	141
第9章 保健衛生の確保その他の措置.....	143
第10章 国民生活の安定に関する措置.....	145
第11章 特殊標章等の交付及び管理.....	147
第4編 復 旧 等.....	149
第1章 応急の復旧.....	149
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	151
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	152
第5編 緊急対処事態への対処.....	153
交通規制.....	154
付 用語の意義.....	156

第1編 総論

第1章 計画の位置づけと実施内容

市^①は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務により、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務と計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等^②において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法^③」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県^④の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画^⑤」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画^⑥」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置^⑦」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務により、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態^⑧における対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事⁹に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

4 市国民保護計画の推進

この計画を実効性のあるものとするため、「第2編 平素からの備えや予防」に掲げる取組みなどについては、適時、適切に現状を把握し、計画の円滑な推進に努めるものとする。

*¹ 市

三原市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。

*² 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
・武力攻撃 …我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
・武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

*³ 国民保護法

武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と記している場合もこの法律を指す。

*⁴ 県

広島県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。

*⁵ 県国民保護計画

広島県の国民保護計画をいう。なお、文脈に合わせて「県計画」との表記も用いる。

*⁶ 市国民保護計画

三原市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」または「本計画」との表記も用いている。

*⁷ 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号ヘに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。

「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。

・指定（地方）行政機関…指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。

・指定行政機関 …省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

・指定地方行政機関 …国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

*⁸ 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

*⁹ 知事

広島県知事を指す

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性により、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施にあたっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、市内に居住、または滞在している外国人、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施にあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

【国際人道法】

主としてジュネーヴ諸条約のことを指す。この条約は、1949年に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約で構成されている。日本は、1953年4月に加入している。また、従来のジュネーヴ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が1977年に作成され、日本は、2004年8月に加入している。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国及び県から入手した情報、武力攻撃災害^{*10}の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

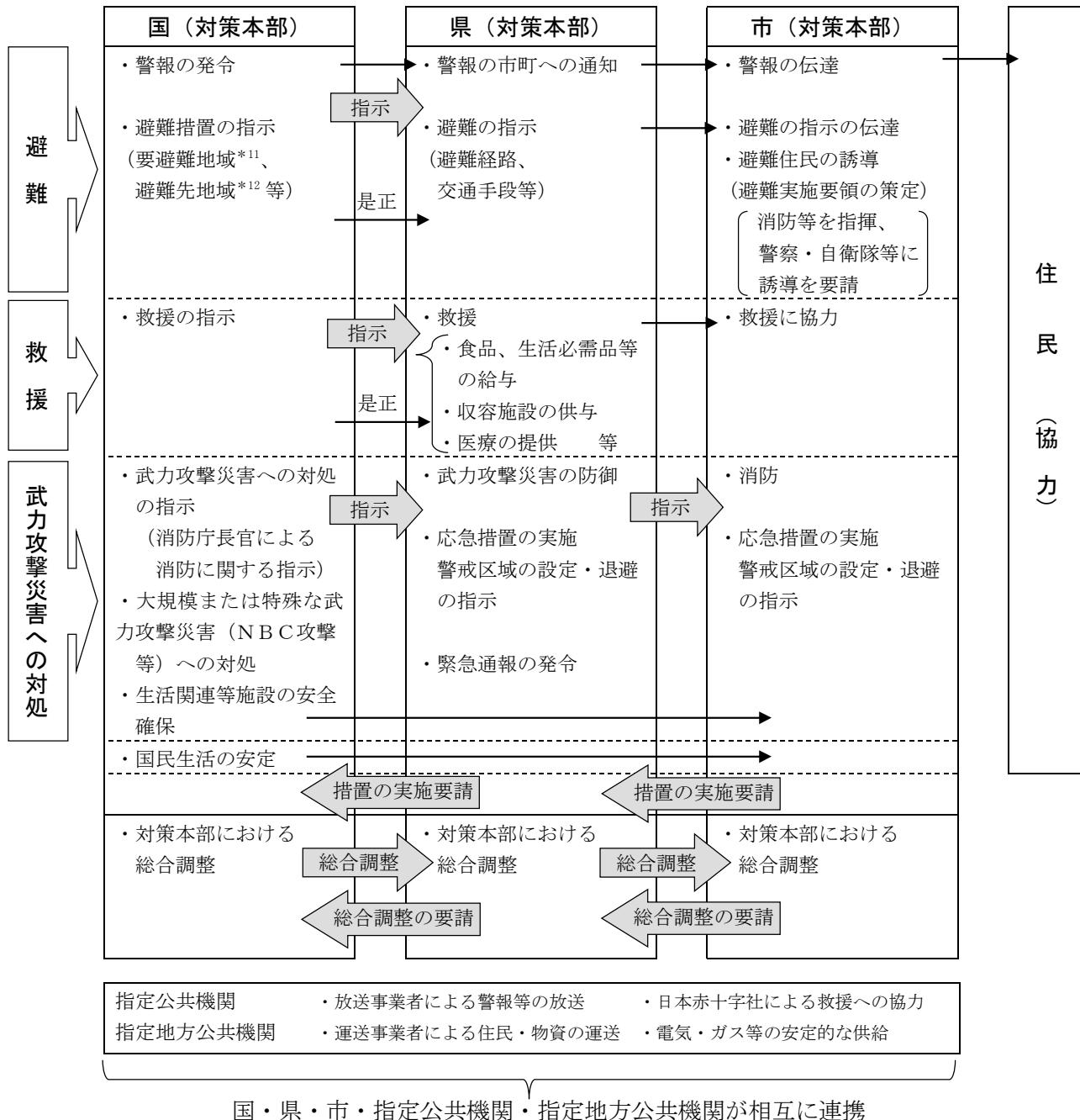
*¹⁰ 武力攻撃災害

武力攻撃により直後または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民の保護に関する措置の仕組み（全体）】



*¹¹ 要避難地域

住民の避難が必要な地域をいう。

*¹² 避難先地域

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。

1 関係機関の事務または業務の大綱

【市】

機関の名称	事務または業務の大綱
三原市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 三原市国民保護対策本部（以下、「市対策本部」という。）及び三原市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報¹³の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

(○印は、三原市に関連する機関)

機関の名称	事務または業務の大綱
○県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

(○印は、三原市に関連する機関)

機関の名称	事務または業務の大綱
○中国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
○中国四国 防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
○中国総合 通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成

*¹³ 安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。

機関の名称	事務または業務の大綱
○中国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
○中国四国 厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
○広島労働局	1 被災者の雇用対策
○中国四国 農政局	1 応急用食料の調達・供給 2 農業関連施設の応急復旧
○近畿中国 森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
○中国 経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
○中国四国 産業保安 監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
○中国 地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 開発保全航路等の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整
○中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
○大阪航空局 広島空港 事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
神戸航空交通 管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
○広島 地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
○第六管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○中国四国地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

(○印は三原市に関連する機関)

機関の名称	県に関係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務または業務の大綱
放送事業者	○・日本放送協会広島拠点放送局	○・中国放送 ○・広島テレビ放送 ○・広島ホームテレビ ○・テレビ新広島 ○・広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・中国ジェイアールバス ○・日本航空株式会社 ○・全日本空輸	○・広島県旅客船協会 ・広島電鉄 ・広島バス	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

機関の名称	県に関する指定公共機関	指定地方公共機関	事務または業務の大綱
	<input type="radio"/> ・日本貨物鉄道 <input type="radio"/> ・西日本旅客鉄道 <input type="radio"/> ・佐川急便 <input type="radio"/> ・西濃運輸 <input type="radio"/> ・日本通運 <input type="radio"/> ・福山通運 <input type="radio"/> ・ヤマト運輸	• 広交観光 • 広島交通 <input type="radio"/> ・中国バス <input type="radio"/> ・鞆鉄道 • 備北交通 <input type="radio"/> ・芸陽バス • 広島県バス協会 • 広島高速交通 • 井原鉄道 <input type="radio"/> ・広島県内航海運組合 <input type="radio"/> ・広島県トラック協会	
電気通信事業者	<input type="radio"/> ・西日本電信電話 <input type="radio"/> ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ <input type="radio"/> ・KDDI <input type="radio"/> ・ソフトバンク <input type="radio"/> ・エヌ・ティ・ティ・ドコモ		1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	<input type="radio"/> ・中国電力 • 中国電力ネットワーク • 電源開発		1 電気の安定的な供給
水道事業者	<input type="radio"/> ・広島県水道広域連合企業団		1 水の安定的な供給
ガス事業者		<input type="radio"/> ・広島ガス <input type="radio"/> ・福山瓦斯 <input type="radio"/> ・広島県LPGガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	• 国立病院機構	<input type="radio"/> ・広島県厚生農業協同組合連合会 • 濟生会呉病院 <input type="radio"/> ・広島県医師会	1 医療の確保
道路の管理者	<input type="radio"/> ・西日本高速道路 <input type="radio"/> ・本州四国連絡高速道路	• 広島県道路公社 • 広島高速道路公社	1 道路の管理
その他	<input type="radio"/> ・郵便事業を営む者		1 郵便の確保
	<input type="radio"/> ・日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	<input type="radio"/> ・日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○ 三原市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体等は、県計画には記載されていないが、情報の伝達や避難に重要な役割を果たすため、市内の公共的団体等について下記に示す。

【公共的な団体】

機関の名称	事務または業務の大綱
消防団	1 平素からの備え 2 警報及び避難の指示の伝達 3 避難誘導 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等 5 保健衛生の確保
三原市医師会 三原市歯科医師会 三原薬剤師会	1 医療の確保の協力 2 薬剤等の確保の協力
自主防災組織 町内会・自治会等	1 平素からの備え 2 警報及び避難の指示の伝達の協力 3 避難誘導の協力 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の協力 5 保健衛生の確保の協力
市観光協会	1 関係事業者への警報及び避難の指示の伝達の協力 2 観光客・宿泊関連事業者の避難誘導の伝達の協力
社会福祉協議会	1 平素からの備え 2 警報及び避難の指示の伝達の協力 3 避難誘導の協力
調達協定 締結事業者	知事より救援の一部を三原市が行うこと的通知された場合 1 調達協定に基づく食品・飲料水等の調達の協力
M C A T	1 警報及び避難の指示の伝達の協力 2 その他 地域に密着した情報の提供の協力

【防災上重要な施設の管理者】

機関の名称	事務または業務の大綱
病院・劇場・ 量販店・旅館等	1 警報及び避難の指示の伝達 2 来客（来場客）等の避難誘導の伝達及び誘導 3 平素からの備え
事業所（企業）	1 警報及び避難の指示の伝達 2 来客（来場客）等の避難誘導の伝達及び誘導 3 平素からの備え（避難マニュアル・帰宅方法等含む）
社会福祉施設	1 警報及び避難の指示の伝達 2 入所者（利用者）等の避難誘導の伝達及び誘導 3 平素からの備え
各種危険物 取扱事業者	1 平素からの備え 2 緊急時（避難時）の防災措置

○ 関係機関の連絡先

※ 関係指定公共機関及び指定地方公共機関、町内会・自治会等、大規模集客施設等
これらの関係機関等の連絡先については、資料として保有するものとする。

第4章 三原市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、広島県中央東部に位置し、東経 $132^{\circ} 50' 50'' \sim 133^{\circ} 09' 45''$ 、北緯 $34^{\circ} 18' 57'' \sim 34^{\circ} 35' 38''$ 、東西約 32.7 km、南北 36.3 km の広がりをもち、面積は 471km^2 である。東は尾道市、西は竹原市及び東広島市、北は世羅郡世羅町、南は海をはさんで尾道市の島嶼部及び愛媛県今治市に隣接している。

(2) 地勢

本市の地形は、中央南部に平野が展開しているほかは、大部分が山地であり、その中を沼田川、和久原川の本・支流及びその他の小河川が谷を刻み、小さな平坦面を各所に形成している。北部は、世羅台地または中国中部台地と呼ばれる標高 300m～600m の台地上部の南端を占め、中国地方に見られる三段浸食平坦面の中位面に相当する吉備高原面にある。

主な山岳は、600m級が宇根山・龍王山・大峰山、400m級が竜王山・鉢ヶ峰、300m級は平家山・蟻ヶ平山・米田山・白滝山・烏帽子形山・筆影山がある。

河川は、和久原川が鉢ヶ峰と龍王山を分けて北東から南西への流路をもち、市街地東部を横断して三原湾に注いでいる。北部は、芦田川水系の御調川、江の川水系の吉原川、沼田川水系の椋梨川、徳良川、大草川が流れ、東広島市福富町に源を発する沼田川は、中小の河川を合わせて西部から南東へ向かって流れ、西部一帯の平地を形成させて瀬戸内海に注ぎ、河口に三角州を発達させて市街地の大部分を占める干拓を可能にした。

また、南方海上には佐木島、小佐木島等が点在し、瀬戸内海の多島景観の一部を形成している。

(3) 気候

本市は、いわゆる瀬戸内式気候区に属し、温暖・多照寡雨といった特徴をもっている。年平均気温は 15 度前後、冬期も月平均 5 度前後で、いずれも年による変化はほとんどない。降水量は、梅雨と台風による影響が大きく、年による変化は大きい。平均的には年間降水量は、南部で約 1,200 mm、北部で約 1,300 mm となっている。湿度は、割合に低く 75% を超える月は 3 か月くらいである。なお、本市北部の山間部は、特に、冬の寒さが厳しく内陸的気候に近い。

(4) 地質

本市の地質の大部分が花崗岩で形成され、北部の山地は、流紋岩、凝灰岩、礫岩、砂岩と一部石灰岩を含む粘板岩で構成されている。

西部一帯の標高 200m 前後の丘陵地や市街地周辺の山麓、和久原川の谷の西斜面、海に面する緩斜面及び島嶼地域は、広島型風化花崩岩が分布している。

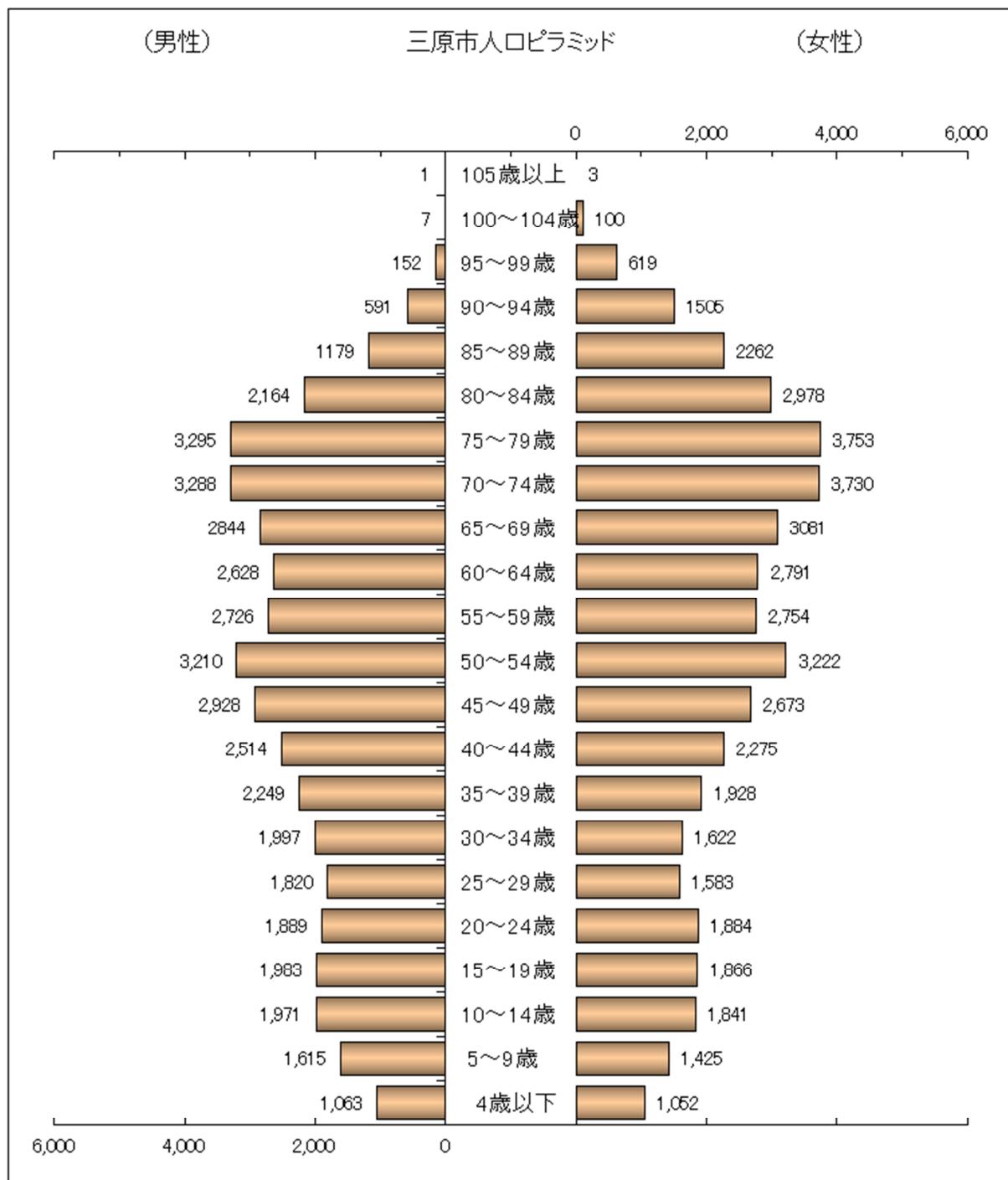
現在の市街地は、中小河川の堆積作用による扇状地、あるいは、沼田川の三角州の干拓・埋立により形成されている。扇状地は、和久原川、恵下谷川、小浦川、西野川の各河川により形成され、

砂礫層からなっているが、面積的には小規模である。他の大部分は、沼田川河口の三角州の干拓・埋立によるもので、そのほとんどが軟弱なシルト粘土で構成されている。

(5) 人口分布

三原市の総人口は、87,057人（令和6年12月31日現在）となっている。

人口分布は、「75～79歳」（7,048人）が最も多く、「65歳以上」の高齢者（31,548人）が36.2%を占め、「0～4歳」の乳幼児（2,104人）が2.4%となり、児童・生徒を除いて2.6人に1人は要配慮者に分類されることになる。



資料：住民基本台帳（令和6年12月31日現在）

【町丁目大別 人口と年齢階級別人口】

年齢階級別	0~14歳		15~64歳	65歳以上		町丁目 大別 計		
	うち0~4歳			うち75歳以上	対 町丁目 大別 構成比			
	対 町丁目 大別 構成比	対 町丁目 大別 構成比						
町丁目大別	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	
旭町 1~2丁目	30	5	1.13	188	225	147	33.18	443
古浜 1~3丁目	75	20	3.58	323	161	88	15.74	559
東町 1~3丁目	160	36	2.82	684	433	259	20.28	1,277
館町 1~2丁目	152	22	1.83	779	273	140	11.63	1,204
城町 1~3丁目	360	81	3.19	1,618	565	308	12.11	2,543
本町 1~3丁目	103	24	2.10	531	511	319	27.86	1,145
港町 1~3丁目	117	21	1.84	605	421	286	25.02	1,143
西町 1~2丁目	71	21	2.08	509	430	263	26.04	1,010
宮浦 1~6丁目	729	198	3.35	3,676	1,504	813	13.76	5,909
皆実 1~6丁目	447	102	2.84	2,124	1,026	636	17.68	3,597
宮沖 1~5丁目	365	77	2.50	1,822	891	526	17.09	3,078
円一町 1~5丁目	130	35	2.72	688	469	268	20.82	1,287
糸崎 1~8丁目	381	106	2.92	1,800	1,445	886	24.43	3,626
木原 1~6丁目	67	14	1.57	427	397	227	25.48	891
中之町 1~9丁目	772	190	2.98	3,384	2,222	1,332	20.88	6,378
中之町南	12	5	4.27	79	26	14	11.97	117
駒ヶ原町	0	0	0.00	21	34	13	23.64	55
西宮 1~2丁目	108	23	2.05	575	441	281	25.00	1,124
西野 1~5丁目	248	44	1.87	1,214	896	556	23.58	2,358
頬兼 1~2丁目	57	17	2.80	414	137	80	13.16	608
明神 1~5丁目	412	129	4.05	1,924	849	492	15.45	3,185
田野浦 1~3丁目	98	21	2.56	512	209	105	12.82	819
青葉台	37	8	1.30	284	295	82	13.31	616
登町	1	0	0.00	4	2	1	14.29	7
宗郷 1~5丁目	280	59	2.11	1,509	1,002	606	21.71	2,791
和田 1~3丁目	192	40	2.40	906	567	361	21.68	1,665
貝野町	13	4	1.89	99	100	64	30.19	212
須波	30	8	1.08	331	379	231	31.22	740
須波西	27	7	1.42	221	244	146	29.67	492
須波ハイツ	84	16	1.03	640	836	429	27.50	1,560
沖浦町	0	0	0.00	0	5	5	100.00	5
深町	68	14	1.43	582	330	198	20.20	980
小坂町	87	19	1.46	596	622	429	32.87	1,305
長谷 1~5丁目	22	5	1.36	154	192	100	27.17	368
沼田 1~3丁目	14	1	0.37	118	137	91	33.83	269
新倉 1~3丁目	154	58	5.79	656	192	122	12.18	1,002
八幡町 (宮内・垣内・屋中・野串・糸・美生・本庄)	51	7	1.13	225	346	182	29.26	622
沼田東町 (七宝・本市・納所・片島・末広・釜山・末光・両名)	541	115	2.08	2,962	2,034	1,217	21.98	5,537
小泉町	166	32	1.77	985	662	352	19.42	1,813
沼田西町 (惣定・松江・小原)	301	89	4.97	999	492	280	15.63	1,792
高坂町 (真良・許山)	55	8	1.33	256	291	169	28.07	602
幸崎 (能地・久和喜・渡瀬)	162	27	0.93	1,453	1,301	804	27.57	2,916
鷺浦町 (須波・向田野浦)	9	5	0.87	163	404	270	46.88	576
三原地域 小計	7,188	1,713	2.51	37,040	23,998	14,178	20.78	68,226

年齢階級別	0~14歳			15~64歳			65歳以上			町丁目 大別 計	
	うち0~4歳		対 町丁目 大別 構成比			対 町丁目 大別 構成比	うち75歳以上				
	(人)	(人)		(%)	(人)		(人)	(%)	(人)		
町丁目大別	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)		
本郷南1~7丁目	645	181	4.16	2,528	1,174	639	14.70	4,347			
本郷北1~4丁目	149	41	2.73	803	551	310	20.63	1,503			
本郷町船木	134	27	1.76	821	583	323	21.00	1,538			
本郷町下北方	41	13	3.07	243	139	209	49.41	423			
本郷町上北方	40	13	2.20	301	250	136	23.01	591			
本郷町善入寺	8	1	0.82	41	73	50	40.98	122			
本郷町南方	141	15	0.77	1,026	778	448	23.03	1,945			
本郷地域 小計	1,158	291	2.78	5,763	3,548	2,115	20.20	10,469			
久井町筋原	4	1	1.06	43	47	24	25.53	94			
久井町吉田	8	1	0.70	49	86	48	33.57	143			
久井町江木	45	8	1.30	260	309	197	32.08	614			
久井町下津	80	13	2.26	246	249	144	25.04	575			
久井町泉	15	3	1.05	124	147	86	30.07	286			
久井町和草	33	6	1.43	188	200	122	28.98	421			
久井町羽倉	55	6	1.08	222	276	170	30.74	553			
久井町坂井原	36	8	1.14	317	351	213	30.26	704			
久井町小林	10	3	2.31	60	60	41	31.54	130			
久井町山中野	16	3	1.35	90	116	70	31.53	222			
久井町土取	2	0	0.00	25	36	21	33.33	63			
久井地域 小計	304	52	1.37	1,624	1,877	1,136	29.86	3,805			
大和町上徳良	31	2	0.44	184	238	140	30.91	453			
大和町下徳良	73	12	1.39	504	288	178	20.58	865			
大和町萩原	15	3	0.85	153	186	114	32.20	354			
大和町福田	8	1	0.64	61	87	52	33.33	156			
大和町篠	0	0	0.00	25	42	28	41.79	67			
大和町藏宗	3	1	1.14	23	62	46	52.27	88			
大和町大草	48	11	1.34	343	430	259	31.55	821			
大和町平坂	14	7	3.66	81	96	56	29.32	191			
大和町姥ヶ原	0	0	0.00	8	6	5	35.71	14			
大和町和木	48	3	0.51	277	262	157	26.75	587			
大和町箱川	3	0	0.00	66	31	12	12.00	100			
大和町棕梨	47	6	1.42	208	167	106	25.12	422			
大和町大具	10	0	0.00	97	120	80	35.24	227			
大和町上草井	8	2	2.25	34	47	30	33.71	89			
大和町下草井	9	0	0.00	51	63	36	29.27	123			
大和地域 小計	317	48	1.05	2,115	2,125	1,299	28.51	4,557			
三原市合計	8,967	2,104	2.42	46,542	31,548	18,728	21.51	87,057			

資料：住民基本台帳（令和6年12月31日現在）

地区別（町丁目大別）にみると、人口の多い地区は「中之町1~9丁目」（6,378人）、「宮浦1~6丁目」（5,909人）、「沼田東町」（5,537人）で特に多く、この3地区で全市総人口の20.5%を占めている。

年齢階級でみると、「0～4歳」の乳幼児人口は、「宮浦1～6丁目」(198人)、「中之町1～9丁目」(190人)、「本郷南1～7丁目」(181人)で多く、この3地区で全市の乳幼児人口の27.0%を占めている。一方、75歳以上の人口は、「中之町1～9丁目」(1,332人)、「沼田東町」(1,217人)、「糸崎1～8丁目」(886人)、「宮浦1～6丁目」(813人)、「幸崎」(804人)、「本郷南1～7丁目」(639人)、「皆実1～6丁目」(636人)で多く、この7地区で全市75歳以上の人口の33.8%を占めている。

(6) 道路の位置等

山陽自動車道と国道2号・185号・432号・486号及び主要地方道三原東城線などにより、地域内外を連絡する格子状の骨格道路網が形成されている。

(7) 鉄道、空港、港湾の位置等

ア 鉄道

鉄道は、関西、九州を結ぶ主要幹線として山陽本線及び山陽新幹線が東西に走り、南の連絡としては三原市と竹原市を呉線が結んでいる。

参考：JR三原駅の令和5年度の乗車人員：年間1,986千人（1日平均5,441人）

イ 空港

空港は、三原市本郷町に広島空港がある。3,000mの滑走路、9のスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000m²の旅客ターミナルビル、4,000m²の貨物ターミナル施設を備えた施設面はもとより、旅客数においても中国・四国地方最大の空港である。

国内線は、5路線（札幌（新千歳）・仙台・東京（羽田）・成田・沖縄（那覇））、4社（ANA・JAL・IBX（アイベックスエアラインズ）・IJ（スプリング・ジャパン））で1日23便運航している。（令和7年10月31日現在）

国際線は、8路線（大連・北京・上海・台北・香港・ソウル・清州・ハノイ）、7社（中国国际航空・中国東方航空・チャイナエアライン・香港エクスプレス・チェジュ航空・エアロK航空・ベトジェットエア）で週39便運航している。（令和7年10月31日現在）

参考：広島空港の令和6年度の旅客数：286.8万人

（国内線250.3万人、国際線36.5万人）

広島国際空港HP、令和6年度広島空港利用状況（広島県）による。

ウ 港湾・漁港

港湾は、産業や生活を支える流通基盤として、また、人・物・情報の交流基盤として重要な役割を担っており、三原市は、港湾4港（重要港湾1港、地方港湾3港（佐木・須波・瀬戸田港（向田港区））と漁港2港（能地（幸崎）・須波）を擁している。

重要港湾に指定されている尾道糸崎港（糸崎港）は、瀬戸内海の中央に位置する静穏な水域で島嶼部とを結ぶ海上交通の要衝として、また、内外貨物の流通拠点として位置づけられている。

一方、地方港湾である須波港や佐木港等も海上交通の拠点として、重要な役割を果たしている。

【重要港湾（尾道糸崎港（糸崎港））の概要】（令和6年12月1日現在）

港湾名	港格	所在地	管理者	公　共　岸　壁
尾道糸崎港 (糸崎港)	重要	三原市	広島県	-10.0m 1バース - 8.5m 1バース - 7.5m以下 5バース

【道路網・鉄道網・航路網の状況】



(8) 自衛隊施設等の状況

自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊第13旅団が海田町に所在し、海上自衛隊は、呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が呉市に、また、幹部候補生学校及び第1術科学校が江田島市に所在している。

米軍の施設は、秋月弾薬庫が江田島市、川上弾薬庫が東広島市、広弾薬庫、灰ヶ峰通信施設及び呉第六突堤が呉市に所在している。

(9) 原子力発電所の状況

県内に原子力発電所は所在しないが、島根県松江市鹿島町に、中国電力島根原子力発電所が立地している（県境まで約51km、三次市まで約83km、広島市まで約140km）。

また、愛媛県伊方町には、四国電力伊方原子力発電所が立地している（県境まで約 60km、吳市まで約 86km、広島市まで約 100km）。

しかし、両施設とも三原市までは100km以上離れている。

【自衛隊施設】

- ① 陸上自衛隊中部方面隊第13旅団司令部
 - ② 海上自衛隊呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部、練習艦隊司令部
 - ③ 幹部候補生学校、第1術科学校

【米軍施設】

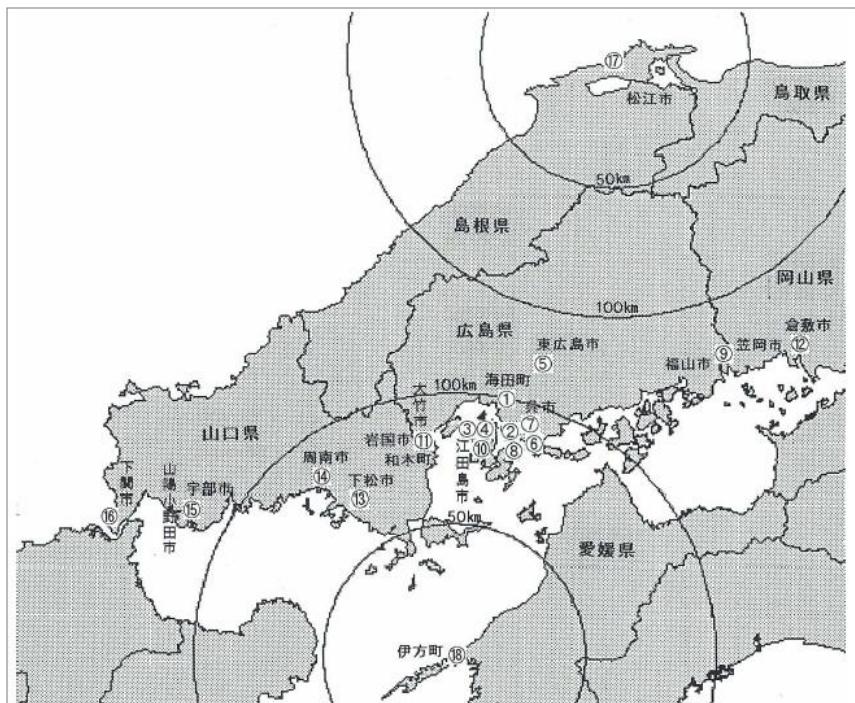
- ④ 秋月弾薬庫 ⑤ 川上弾薬庫 ⑥ 広弾薬庫 ⑦ 灰ヶ峰通信施設 ⑧ 岩第六突堤

【石油コンビナート等特別防災区域】

- ⑨ 福山・笠岡地区 ⑩ 江田島地区、能美地区 ⑪ 岩国・大竹地区 ⑫ 水島臨海地区
⑬ 下松地区 ⑭ 徳山・新南陽地区 ⑮ 宇部・小野田地区 ⑯ 六連島地区

【原子力発電所】

- ⑯ 中国電力島根原子力発電所
 - ⑰ 四国電力伊方原子力発電所



※ 図の中の円は、原子力発電所からの距離を示す。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

〔特徴〕

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において、住民の避難を行うことも想定される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち、航空機や弾道ミサイル（大砲の弾のように空中に弧を描いて飛ぶ対地ミサイル）による攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

〔特徴〕

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は、施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば、原子力発電所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

〔特徴〕

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはN B C（核・生物兵器・化学兵器）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合には、N B C弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(4) 航空攻撃

〔特徴〕

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフライン（電気・ガス・水道）のインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・隣接県の危険施設等の破壊
- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

〔被害の概要〕 爆発及び火災の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

- ・危険物積載船への攻撃

〔被害の概要〕 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

- ・ダムの破壊

〔被害の概要〕 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

〔被害の概要〕 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。

- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

〔被害の概要〕 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって、正常な細胞機能が搅乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤（各種の病原菌や微生物により作られる毒素）による攻撃の被害の概要〕 生物兵器の被害の特徴と同様である。

- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕 化学兵器の被害の特徴と同様である。

- ・水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

〔被害の概要〕 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

※ NBC攻撃による被害の概要

① 核兵器 (Nuclear weapons)

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

② 生物兵器 (Biological weapons)

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③ 化学兵器 (Chemical weapon)

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からこれに必要な組織・体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があり、以下のとおり、各部局の組織・事務分掌、職員の収集基準等について定める。

1 国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備等

(1) 組織及び事務分掌

市の国民保護対策本部設置時における各部局の課・室の事務分掌は、次のとおりとする。各課・室は、国民保護措置時において、その事務を的確かつ迅速に実施できるよう平素から備える。

※なお、事務分掌の記載に関わらず、本部、対策部長等の指示により適切に対応するものとする。

1 危機管理対策部	
課	事務分掌
危機管理課 (本部統括班)	<ul style="list-style-type: none">1 国民保護対策本部の運営並びに本部会議に関すること2 国民保護措置の準備に関すること3 各部との連絡調整や指示に関すること4 国民保護協議会その他関係機関に対する連絡や協力要請に関すること5 各部からの災害情報や被害報告、応急対策の取りまとめ、並びに伝達に関すること6 県国民保護対策本部に対する報告や連絡調整に関すること7 国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること8 警報の通知、避難の指示及び緊急通報の発令に関すること9 避難施設の指定に関すること10 自衛隊などの災害派遣要請に関すること11 自主防災組織の連絡調整に関すること12 アマチュア無線に関すること13 特殊標章等の交付に関すること14 市本部統括班に関すること

2 経営企画対策部

課	事務分掌
経営企画課	1 情報提供や提供方法に関すること 2 被災状況・安否情報等のとりまとめに関すること 3 市本部情報通信班に関すること
地域企画課	1 各支部との連絡調整に関すること 2 避難所（コミュニティホーム）の開設や保全に関すること 3 情報提供や提供方法に関すること 4 ボランティア活動の環境整備・受入等調整に関すること 5 市本部情報通信班に関すること
広報戦略課	1 新聞やラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、SNS等による広報に関すること 2 報道機関に対する情報提供に関すること 3 災害写真や災害資料などの 収集に関すること 4 安否情報の収集体制に関すること 5 市本部広報班に関すること

2-1 本郷支部

課	事務分掌
地域振興課	1 支部内の連絡調整に関すること 2 国民保護対策支部の運営に関すること 3 市対策本部への報告や連絡に関すること 4 本郷町内の災害情報の収集や被害状況の取りまとめに関すること 5 本郷町内における広報活動に関すること 6 警報の受信・伝達及び避難の指示の伝達に関すること 7 被災状況の把握に関すること 8 安否情報の収集に関すること 9 避難や救援に関すること 10 避難時の車両の配車に関すること 11 水防計画に基づく業務に関すること 12 支所管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 13 避難誘導に関すること

2-2 久井支部

課	事務分掌
地域振興課	1 支部内の連絡調整に関すること 2 国民保護対策支部の運営に関すること 3 市対策本部への報告や連絡に関すること 4 久井町内の災害情報の収集や被害状況の取りまとめに関すること 5 久井町内における広報活動に関すること 6 警報の受信・伝達及び避難の指示の伝達に関すること 7 被災状況の把握に関すること 8 安否情報の収集に関すること 9 避難や救援に関すること 10 避難時の車両の配車に関すること 11 水防計画に基づく業務に関すること 12 支所管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 13 避難誘導に関すること

2-3 大和支部

課	事務分掌
地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部内の連絡調整に関すること 2 国民保護対策支部の運営に関すること 3 市対策本部への報告や連絡に関すること 4 大和町内の災害情報の収集や被害状況の取りまとめに関すること 5 大和町内における広報活動に関すること 6 警報の受信・伝達及び避難の指示の伝達に関すること 7 被災状況の把握に関すること 8 安否情報の収集に関すること 9 避難や救援に関すること 10 避難時の車両の配車に関すること 11 水防計画に基づく業務に関すること 12 支所管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 13 避難誘導に関すること

3 総務対策部

課	事務分掌
秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 被害地視察、災害見舞の応援に関すること
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務対策部内各班の連絡調整に関すること 2 管理施設等の災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 3 管理施設等の把握に関すること（市庁舎、照明・通信手段等の確保等） 4 本部職員の給食に関すること 5 住民協力者の給食に関すること 6 広報車等による広報に関すること 7 市本部広報班に関すること
職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市職員の動員や調整に関すること 2 広報車等による広報に関すること 3 市本部動員班に関すること
デジタル化戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設等の災害に対する予防、応急対策に関すること 2 管理施設等の把握に関すること（電算室、電算装置・機器、庁内ネットワークの確保等） 3 広報車等による広報に関すること 4 安否情報の収集に関すること 5 市本部情報通信班に関すること
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員に対する情報提供に関すること 2 広報車等による広報に関すること 3 安否情報の収集に関すること 4 市本部広報班に関すること
選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難情報の収集に関すること 2 広報車等による広報に関すること 3 安否情報の収集に関すること 4 市本部広報班に関すること

4 財務対策部	
課	事務分掌
財政課	1 財務対策部内の連絡調整に関すること。 2 国民保護関係予算に関すること 3 避難誘導に関すること 4 災害対策関係物品の調達に関すること 5 被災証明の発行に関すること
財産管理課	1 避難時及び災害時の車両の配車に関すること 2 避難誘導に関すること 3 被災証明の発行に関すること
契約課	1 土木建設工事の災害対策指導に関すること。 2 災害応急対策に必要な契約に関すること。 3 避難誘導に関すること 4 被災証明の発行に関すること
資産税課	1 避難誘導に関すること 2 災害時における家屋の被害調査に関すること 3 被災証明の発行に関すること
市民税課	1 避難誘導に関すること 2 災害時における家屋の被害調査に関すること 3 被災証明の発行に関すること
税制収納課	1 避難誘導に関すること 2 災害時における家屋の被害調査に関すること 3 被災証明の発行に関すること
会計室	1 国民保護対策経理（義捐金の保管を含む。）に関すること 2 国民保護対策関係物品の出納に関すること 3 避難誘導に関すること 4 被災証明の発行に関すること
監査事務局	1 避難誘導に関すること 2 被災証明の発行に関すること

5 保健福祉対策部	
課	事務分掌
保険医療課	<ol style="list-style-type: none"> 保健福祉対策部内の連絡調整に関すること。 保健福祉対策部関係の災害情報の収集や被害状況の取りまとめ体制に関すること。 避難所運営に関すること
社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の設置に関すること 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること 生業に必要な資金や器具、資材の給与や貸与に関すること 行方不明者の捜索や遺体の処理並びに埋火葬に関すること 救援物資の配分調整に関すること 義捐金の申請受付及び配分調整に関すること。 社会福祉施設、避難情報の収集体制に関すること 避難行動要支援者の支援に関すること
高齢者福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の災害対策並びに総合被害調査に関すること 高齢者施設避難情報の収集に関すること 避難行動要支援者の支援に関すること 避難所運営に関すること
障害者福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 障害者施設の災害対策並びに総合被害調査に関すること 障害者施設避難情報の収集に関すること 避難行動要支援者の支援に関すること 避難所運営に関すること
子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 管理施設等の災害に対する予防、応急対策に関すること 母子生活支援施設・児童館等の災害対策に関すること 児童（保育所（園）、放課後児童クラブ等）の避難に関すること 児童施設等避難情報の収集に関すること 避難施設の開設や保全に関すること 避難所運営に関すること
保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 医療及び助産に関すること 救護所の設置に関すること 被災地の防疫活動及び関係機関への報告に関すること 感染症の発生予防及び蔓延防止に関すること 管理施設等の災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 管理施設等の対策に関すること（総合保健福祉センター等） 避難所運営に関すること

6 こども対策部	
課	事務分掌
こども安心課	<ol style="list-style-type: none"> 管理施設等の災害に対する予防、応急対策に関すること 母子生活支援施設・児童館等の災害対策に関すること 児童（保育所（園）、放課後児童クラブ等）の避難に関すること 児童施設等避難情報の収集に関すること 避難施設の開設や保全に関すること 避難所運営に関すること
こども保育課	
子育て支援課	

7 生活環境対策部	
課	事務分掌
生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活環境対策部内の連絡調整に関すること 2 生活環境対策部関係の災害情報の収集や被害状況の取りまとめ、並びに関係機関への被害報告に関すること 3 住民輸送（バス・鉄道）並びに避難、住民の運送の総括に関すること 4 輸送についての県との調整に関すること 5 指定公共機関（輸送）との調整に関すること 6 被災地の防疫に関すること 7 遺体の埋火葬に関すること 8 市本部対策班に関すること
市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、整理に関すること 2 遺体の埋火葬に関すること 3 市本部対策班に関すること
人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 2 管理施設などの被害調査に関すること（人権文化センターや地域集会所など） 3 災害活動に協力する女性関係団体との連絡調整に関すること 4 市本部対策班に関すること
環境施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境施設課関係災害の情報収集や被害調査、並びに関係機関への被害報告に関すること 2 管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 3 管理施設などの被害調査に関すること（清掃工場や汚泥再生処理センターなど） 4 被災地域における清掃に関すること 5 災害時における廃棄物処理に関すること 6 廃棄物運搬業者の動員に関すること 7 災害時におけるし尿処理に関すること 8 し尿処理業者の動員に関すること 9 避難所運営に関すること（衛生） 10 市本部対策班に関すること

8 経済対策部	
課	事務分掌
商工振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済対策部内の連絡調整に関すること 2 経済対策部関係の災害情報の収集や被害状況の取りまとめ、並びに関係機関への被害報告に関すること 3 中小企業被災者に対する融資に関すること 4 商工業施設の総合被害調査に関すること 5 災害対策用物資の調達あっせんに関すること 6 物資の流通（農林水産課等に属するものを除く）に関すること 7 緊急物資の集積・輸送に関すること 8 災害応急のための労働力の確保要請に関すること
観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の避難対策や総合被害調査に関すること 2 自然公園施設の総合被害調査に関すること 3 観光協会や施設への緊急警報の通知に関すること 4 観光客に対する避難の指示に関すること
農林水産課 農林整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産課関係災害の被害調査や情報収集、並びに関係機関への被害報告に関すること 2 漁港施設の災害対策や指導に関すること 3 農地や農業用施設の災害対策や指導に関すること 4 林業施設や治山施設の災害対策及び指導に関すること 5 農道や林道の災害対策に関すること 6 緊急時の漁船（船舶）による輸送に関すること 7 漁港区域内の漂流物等の情報収集に関すること 8 漁港施設等の被害調査や情報収集及び対策に関すること
農業委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集や整理に関すること 2 緊急時の漁船（船舶）による輸送に関すること

9 建設対策部	
課	事務分掌
土木管理課 土木建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設対策部内の連絡調整に関すること 2 建設対策部関係の災害情報の収集及び対策に関すること 3 土木建設関係業者に対する協力要請体制の構築に関すること 4 災害時における資材や機材の調達、あっせんに関すること 5 避難誘導に関すること
港湾課	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設の災害に対する予防、応急対策に関すること 2 港湾課関係災害の情報収集や対策に関すること 3 広島県清港会の出動要請に関すること 4 避難住民及び緊急物資の運送（旅客船等）に関すること 5 避難誘導に関すること

10 都市対策部	
課	事務分掌
都市開発課 <u>土地区画整理事課</u>	1 都市対策部内の連絡調整に関すること 2 都市対策部関係の災害情報の収集や対策に関すること 3 関係施設等の災害対策に関すること。 4 避難誘導に関すること
建築課 建築指導課	1 市有建築物の災害に対する予防や応急対策、復旧に関すること 2 応急仮設住宅の供与に関すること 3 公営住宅の応急修理に関すること 4 建築関係災害の情報収集や対策に関すること 5 被災建築物応急危険度判定に関すること 6 被災宅地危険度判定に関すること 7 避難誘導に関すること
下水道整備課	1 下水道施設の災害に対する予防や応急対策、復旧に関すること 2 下水道整備課関係災害の情報収集や対策に関すること 3 下水道工事指定業者の動員に関すること 4 避難誘導に関すること

11 教育対策部	
課	事務分掌
教育振興課	1 教育対策部内の連絡調整に関すること 2 教育委員会関係の災害情報の収集や対策に関すること 3 教育関係義捐金品の受付や配分などに関すること 4 園児の避難に関すること 5 管理施設等の災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 6 管理施設等の把握に関すること（学校施設、教育施設等） 7 避難所（小学校、中学校など）の開設と保全に関すること
学校教育課	1 被災児童・生徒の応急教育に関すること 2 学用品の給与に関すること 3 児童・生徒の避難に関すること 4 教職員の動員に関すること 5 避難所運営に関すること
生涯学習課	1 管理施設等の災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 2 管理施設等の把握に関すること（中央公民館やコミセン、老大学舎など） 3 避難所（中央公民館、コミセン等）の開設と保全に関すること 4 避難所運営に関すること
学校給食課	1 管理施設等の災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 2 管理施設等の把握に関すること 3 避難所運営に関すること
スポーツ振興課	1 管理施設などの災害に対する予防、応急対策及び復旧に関すること 2 管理施設などの把握に関すること（運動公園や武道館、その他の管理施設） 3 避難所（武道館等）の開設と保全に関すること 4 避難所運営に関すること

11 教育対策部	
課	事務分掌
文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が所蔵する美術品の総合被害調査に関すること 2 管理施設等の把握に関すること 3 避難所（ポボロ）の開設と保全に関すること 4 文化財や史跡の対策に関すること 5 避難所運営に関すること

12 消防対策部	
課	事務分掌
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防対策部内の連絡調整に関すること 2 災害対策本部や関係機関との連絡に関すること 3 防御資材の要求に関すること 4 消防本部に属する車両計画に関すること
予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の収集、伝達及び報告に関すること 2 災害広報に関すること 3 災害の記録及び調査に関すること 4 災害時における火薬類などの保安に関すること（市が行うものに限る） 5 避難に関すること
警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署職員の動員に関すること 2 災害警戒防御に関すること 3 消防団員の動員に関すること 4 災害防御活動の記録調査に関すること 5 災害現場における救助・救急活動に関すること 6 行方不明者の捜索に関すること
三原消防署 三原西消防署 世羅消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒防御に関すること 2 災害防御活動の記録調査に関すること 3 災害現場における救助・救急活動に関すること 4 行方不明者の捜索に関すること

※ 国民保護に関する業務の統括、各部課室間の調整、企画立案等については、危機管理課長等の国民保護担当責任者が行う。

(2) 配備の編成

ア 各部長は、地域防災計画に定めた事務分掌と国民保護計画における避難広報・避難誘導・避難所運営の事務分掌を有することとし、配備編成表に定めるところにより、所管の班ごとに非常連絡の方法を定めた非常配備編成名簿を作成し、本部長に報告するとともに、部員に周知徹底する。

【市国民保護対策配備編成計画表】

◎は主幹課

対策部	課	国民保護計画での緊急的な対応	
		避難広報・誘導	避難所運営
危機管理対策部	危機管理課	◎警報・避難指示	情報の統括
経営企画対策部	経営企画課	支部情報・自治会放送・ M C A T ・ F M 告知端末	支部情報 他媒体情報提供
	地域企画課	◎支部情報・自治会放送・ M C A T ・ F M 告知端末	支部情報 他媒体情報提供
	広報戦略課	避難広報・広報車	広報
総務対策部	総務課	◎避難広報 職員支援・広報車	広報、職員給食
	職員課	職員動員・広報車	職員管理
	秘書課	広報車	広報
	デジタル化戦略課	電子広報・広報車	電子広報
	議会事務局	議会情報・広報車	避難所安否情報等
	選挙管理委員会事務局	広報車	避難所安否情報等
本郷支部	地域振興課	◎支部広報・F M 告知端末	避難所運営・避難所安否情報等
久井支部	地域振興課	◎支部広報・F M 告知端末	避難所運営・避難所安否情報等
大和支部	地域振興課	◎支部広報・F M 告知端末	避難所運営・避難所安否情報等
財務対策部	財政課	◎予算・誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	財産管理課	車両	避難所運営
	契約課	誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	資産税課	誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	市民税課	誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	税制収納課	誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	会計室	誘導 (地域→避難所)	避難所運営
	監査事務局	誘導 (地域→避難所)	避難所運営

対策部	課	国民保護計画での緊急的な対応	
		避難広報・誘導	避難所運営
保健福祉対策部	保険医療課	◎避難広報・救護	避難所運営 (要配慮者・医療救護)
	社会福祉課	経済部と食料等配分調整 社会福祉施設避難情報	避難所運営 (食料等供与)
	高齢者福祉課	高齢者施設避難情報	避難所運営 (食料等供与)
	障害者福祉課	障害者施設避難情報	避難所運営 (食料等供与)
	保健福祉課	救護班編成	◎避難所運営 (医療救護)
こども対策部	こども安心課	児童施設避難情報	避難所運営 (食料等供与)
	こども保育課		
	子育て支援課		
生活環境対策部	生活環境課	警報・避難指示 輸送バス調整・配車	情報の統括 輸送バス調整・配車
	市 民 課	警報・避難指示	情報の統括
	人権推進課	警報・避難指示	情報の統括
	環境施設課	警報・避難指示	避難所運営 (衛生)
経済対策部	商工振興課	◎物資・輸送用 トラック	◎物資の調達・輸送
	観光課	◎観光客避難	物資の調達・輸送
	農林水産課 農林整備課	◎漁船等輸送 (島嶼部)	物資の調達・輸送
	農業委員会 事務局	漁船等輸送 (島嶼部)	物資の調達・輸送
建設対策部	土木管理課 土木建設課	◎誘導 (バス・鉄道) (地域→避難所→市内・市外)	避難所運営
	港 湾 課	誘導 (バス・鉄道) (地域→避難所→市内・市外)	避難所運営
	都市開発課 土地区画整理課	◎誘導 (バス・鉄道) (地域→避難所→市内・市外)	避難所運営
都市対策部	建築 課 建築指導課	誘導 (バス・鉄道) (地域→避難所→市内・市外)	避難所運営
	下水道整備課	誘導 (バス・鉄道) (地域→避難所→市内・市外)	避難所運営
	教育振興課 学校教育課 生涯学習課 学校給食課 スポーツ振興課 文化課	◎避難情報・幼児避難誘導 避難情報・児童生徒避難誘導 避難情報・管理施設避難誘導 避難情報・管理施設避難誘導 避難情報・管理施設避難誘導 避難情報・管理施設避難誘導	避難所運営
消防対策部	総 務 課	◎消防業務	—
	予 防 課	消防業務	—
	警 防 課	◎消防団の動員・消防業務	—

対策部	課	国民保護計画での緊急的な対応	
		避難広報・誘導	避難所運営
	三原消防署 三原西消防署 世羅消防署	消防業務	—

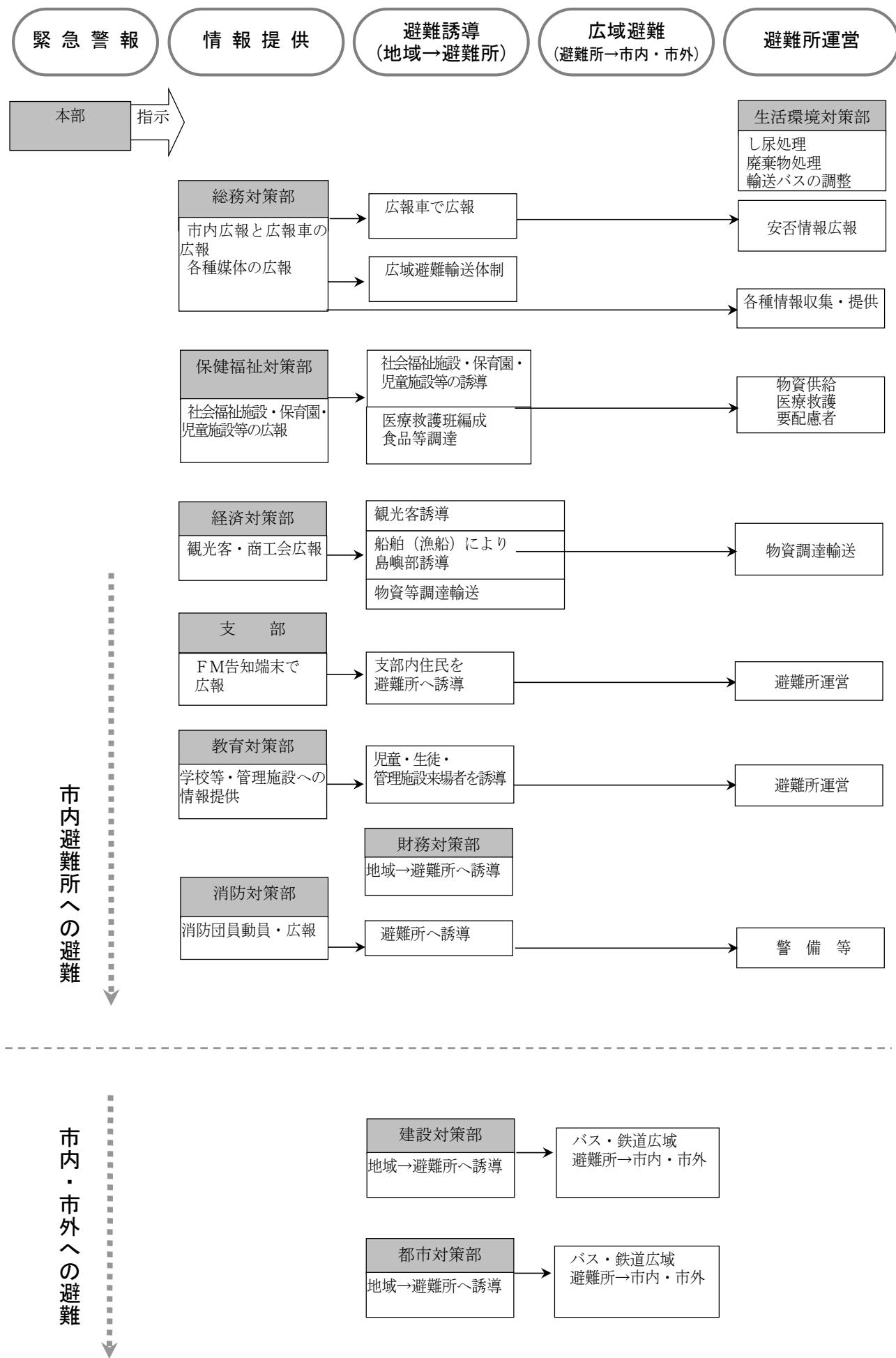
イ 職員は、勤務時間外や休日などにおいて、災害が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、積極的に当直警備員や所属の部班と連絡を取り、または自らの判断で所定の部署に参集しなければならない。

ウ 地震などで、庁舎の災害対策本部を設置することができない場合は、非常配備であっても庁舎に必要な人員を置き、住民に対する事務処理を行う。

(3) 国民保護計画（緊急時）の職員事務の大きな流れ（フロー）

緊急事態に対応する本計画は、基本として「緊急情報の提供」・「避難指示」・「避難誘導」・「広域避難」・「避難所運営」と5つの体系に分類される。そのため、地域防災計画で定める事務分掌に加えて、国民保護計画における5つの体系を実施するための事務分掌で緊急時は対応にあたる。

次頁に国民保護計画の緊急時の各部の大まかな流れ（フロー）を示す。



2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

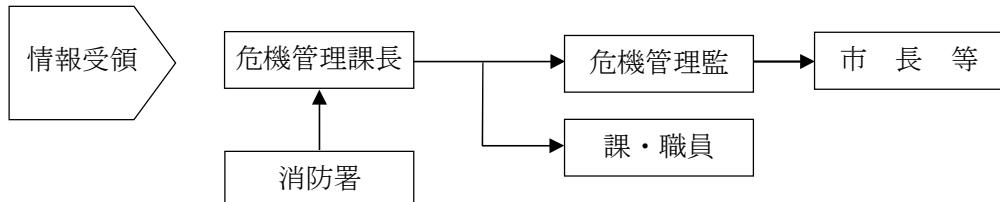
市は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関¹との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに、市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

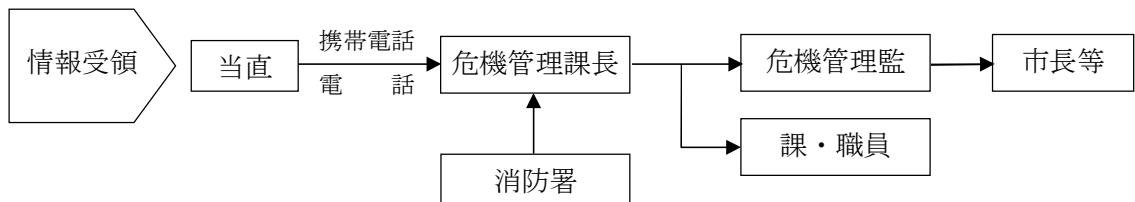
ア 市における24時間体制の確保について

(ア) 勤務時間中（※メール配信システムを活用し、全職員に情報伝達）

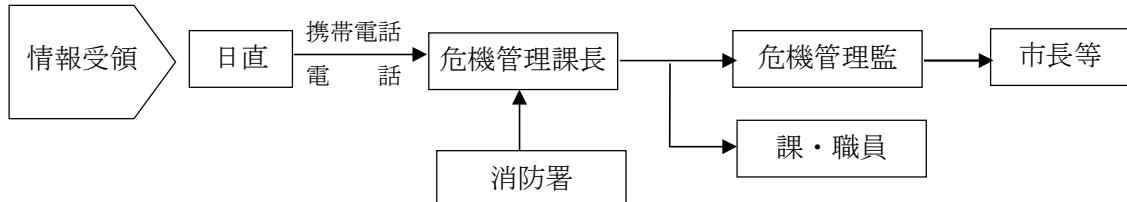


(イ) 勤務時間外（※メール配信システムを活用し、全職員に情報伝達）

① 平日夜



② 休日



イ 動員の方法

本部長が配備を決定した時は、統括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。

(ア) 勤務時間外の時の動員の伝達

本部長は、統括班長に連絡するものとし、統括班長は各班長に、各班長は班員に速やかに伝達し、配備体制を整える。

(イ) 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

通信途絶時並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定めておくものとする。

*¹ 消防機関

市が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

事態の状況	体 制	基 準	役 割	参 集
事態認定前	①緊急事態担当室	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、危機管理監が必要があると認めた場合	情報収集	危機管理監 危機管理課長 危機管理課職員
	②緊急事態連絡室	ア 市内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、危機管理監が設置の必要があると認めた場合 イ 国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対策本部設置の指定に係る通知がない場合		室 長：危機管理監 室 員：災害対策行動要領で定める災害警戒本部員 事務局：危機管理課職員 室 長：市長 室 員：災害対策行動要領で定める災害対策本部員 事務局：危機管理課職員
事態認定後	③市国民保護対策本部	本市に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置の実施	全職員

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合			③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理課の国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理課の国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市長（本部長）	副市長	副市長	総務部長

(6) 職員の服務基準

参考基準毎の所掌事務は、(3)に示した役割とし、「第1章 第1 市における組織・体制の整備」に示した事務分掌とする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保、その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制**(1) 消防本部及び消防署における体制**

消防本部及び消防署は、市における参考基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に、初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うため、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。

(3) 消防団員の参考基準等

消防団は、事態の状況に応じて、市の国民保護体制について連携するため、市職員の参考基準に応じて消防団員の待機参考基準を定める。

【消防団員の参集基準】

事態の状況	市の体制	基準	消防団の役割	待機	参集
事態認定前	①緊急事態担当室	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、危機管理監が必要であると認めた場合	消防本部からの情報受信	団長 方面隊長 (副団長)	
	②緊急事態連絡室	ア 市内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、危機管理監が設置の必要があると認めた場合 イ 国において武力攻撃事態等の認定が行われ、本市に対策本部設置の指定に係る通知はないが、市長が設置の必要があると認めた場合	消防本部からの情報受信、 団員への連絡体制		団長 方面隊長 分団長
事態認定後	③市国民保護対策本部	本市に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置の実施	—	全団員

※ただし、三原市消防団条例に準ずる。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため、迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること (法第 81 条第 2 項)	商工振興課（量販店等） 農林水産課（農・水産物等）
	特定物資の保管命令に関すること (法第 81 条第 3 項)	商工振興課（量販店等） 農林水産課（農・水産物等）
	土地等の使用に関すること（法第 82 条）	土木管理課
	応急公用負担に関すること (法第 113 条第 1 項・5 項)	財政課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、 115 条第 1 項、123 条第 1 項)	社会福祉課（義援金） 保健福祉課（医療） 危機管理課（自主防災組織等） 地域企画課（町内会・自治会・ ボランティア） 土木管理課（土木関係者） 農林水産課（漁船等） 警防課（消防団） 下水道整備課（下水道事業者） 環境施設課（廃棄物処理業者）
不服申立てに関すること。（法第 6 条、175 条）		生活環境課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して、審査請求または訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、地域防災計画における連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

【連携体制】

本部統括班	→	地域防災計画における防災関係機関 自主防災組織・調達協定業者 等
地域企画課	→	町内会・自治会等 ボランティア団体
社会福祉課	→	社会福祉施設
高齢者福祉課	→	高齢者施設 社会福祉協議会 → 地区社会福祉協議会 民生委員
障害者福祉課	→	障害者施設
保健福祉課	→	医師会、医療機関
土木管理課	→	土木関係事業者
農林水産課	→	輸送用船舶（漁協） 農業協同組合・漁業協同組合・森林組合

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町（東広島市・竹原市・尾道市・世羅町）の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について、協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について、必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。



(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について、最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が、速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給、並びに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、地域防災計画で締結されている協定について、国民保護法に基づく計画に対しても行えるように見直しを行うなど、地域防災計画に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織及び町内会・自治会等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等^{*2}の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）、民生委員、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

*² 自主防災組織等

災害災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織、及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 現状の通信体制

(1) 現状の通信体制

現状の通信体制については、下表にまとめた通りであるが、即時的な非常通信及び情報伝達を行う。

県	市	住 民
<ul style="list-style-type: none"> ・県総合行政通信網 (衛星通信) ・電話 ・FAX 	↔ ↔	<ul style="list-style-type: none"> ◎三原地域 ◎本郷地域 ◎久井地域 ◎大和地域 ・M C A T ・緊急速報メール ・メール配信システム ・屋外拡声子局・コミュニティFM ・自治会放送施設（三原地域）

市	住 民 等
	支所
➡ ➡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX ・衛星携帯 ・庁内LAN
	小中学校
➡ ➡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX ・庁内LAN
	消防機関
➡ ➡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX ・庁内LAN

(2) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進するものとする。

また、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(3) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意することとする。

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、県防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

2 非常用通信の具体的な確保方法

(1) コミュニティFMによる緊急放送の活用

コミュニティFMは、防災行政用無線に替わる情報伝達手段として、災害情報の収集伝達のために活用する。

(2) 電話・電報施設の優先利用

市は、災害時の警報の伝達、必要な通知または警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用し、または他機関の専用電話を使用することができる。

ア 災害時優先電話の登録

市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話のふくそうの回避のため、あらかじめ電話番号を西日本電信電話（株）に「災害時優先電話」として登録する。

イ 非常通話

非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、次の事項を内容とする通話については、すべての通話に対し優先して接続される。申込みにあたっては、アの電話から局番なしの「102番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

(ア) 非常扱いの通話申込みであること

(イ) 登録された電話番号と機関などの名称

(ウ) 相手の電話番号

(エ) 通話の内容

① 非常事態が発生し、または発生するおそれがある旨の通報及びその警戒、予防に関する通話で水防機関相互に行うもの

② 非常事態の予防または救援に関する通話で消防機関または災害救助機関相互に行うもの

③ 非常事態が発生し、または発生するおそれのあることを知った者が、その災害の予防、救援に関して、直接関係のある機関（消防、警察、災害救助の各機関。以下同じ）に対して行うもの

ウ 緊急通話

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話で、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間またはこれらの機関相互に行うものについては、緊急通話として、一般通話に優先して接続される。

なお、申込みにあたっては、「イ 非常通話」に準じて行う。

エ 非常電報または緊急電報

天災事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報（気象業務法に基づく警報を除く。）に優先して取り扱われる。

また、非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため、通報することを要する緊急通話に準ずる事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたって、電話により非常電報または緊急電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

(ア) 非常電報または緊急電報の申し込みであること

- (イ) 発信電話番号と機関名
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」または「緊急」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出すものとする。

(3) コミュニティFMの整備

市は、災害に関する情報の収集及び災害応急対策に必要な指示の伝達に、コミュニティFM局を整備促進する。

(4) 携帯電話の利用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

(5) 有線施設途絶時の通信施設の優先利用

市は、電話または電報施設及び市の通信施設の使用が不可能な場合、他機関の無線施設を利用することができる。

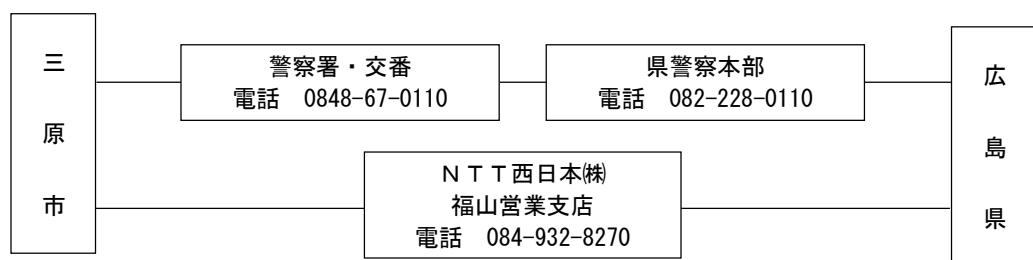
ア 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(ア) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 警報及び災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象に関するもの
- ④ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- ⑤ 遭難者救護に関するもの(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む)
- ⑥ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- ⑦ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ⑧ 国民保護対策本部、県と市の国民保護協議会及び国民保護対策本部相互間の発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑨ 電力設備の修理復旧に関するもの
- ⑩ 医療、土木、建築、工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通信の伝達系統



非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関の依頼に応じて発受信する。なお、放送中継者に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性において、厳重な制限があるので依頼された非常通信を取扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

依頼者は、非常無線通信を利用する場合は、被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるように、次の事項を守るよう心がけなければならない。

(ア) 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成にあたっては、できる限り次の要領によるものとする。

- ① 電報様式とし、電報発信紙または適宜の用紙にカタカナで書くこと
- ② 通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とすること
- ③ あて先は、住所、氏名及び電話番号を記載すること
- ④ 本文の末尾に発信人名を記載すること
- ⑤ 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載すること

(イ) 非常通報の配達については、無線局の免許人、着信が予想される者、その他関係者が配達に協力し、その配達上、適宜の措置を講じなければならないため、利用者は、あらかじめ通報のあて先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

(ウ) 非常通報は、なるべく無料として取扱うようになっているが、通信系路が、途中日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに際し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないため、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。

(6) 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、消防電話、警察電話等があり、その利用法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 地域無線所有者の活用

地域のタクシーや無線施設所有者、地元のアマチュア無線所有者に、緊急時の資機材の使用について協定し、活用できる体制を整備する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集、または整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において、確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none">非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。FM告知端末を順次整備し、安定的な体制を整備する。MCA-T、コミュニティFMにおける情報伝達体制の整備を図る。武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none">夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none">無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none">電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none">担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none">国民に情報を提供するにあたっては、コミュニティFM、メール配信システム、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人、その他の情報の伝達に際し援護を要する者、及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため、必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

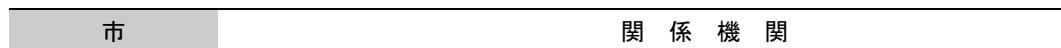
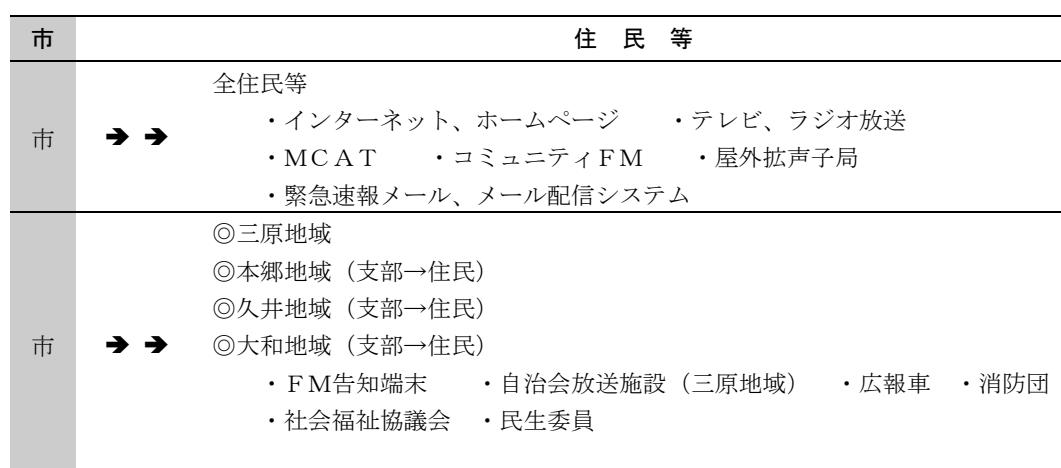
2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう、事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

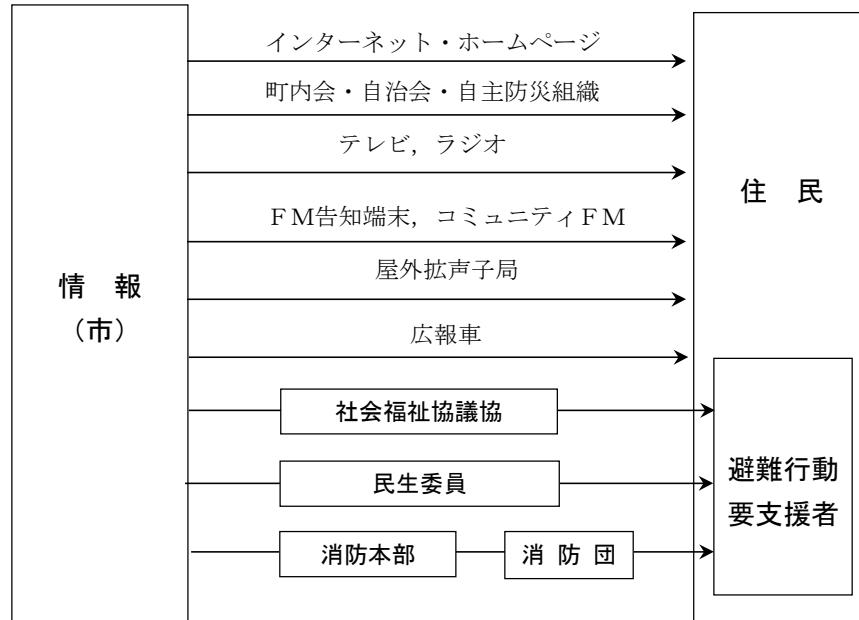
ア 住民及び関係機関に対する情報伝達体制

市は、住民及び関係機関に対して、以下のルートで情報の提供を行う。



教育委員会	→ →	小中学校等 ・電話 ・FAX
警防課	→ →	消防団 ・電話 ・FAX
観光課	→ →	観光協会 ・電話 ・FAX
地域企画課	→ →	町内会、自治会等 ・電話 ・FAX
本部統括班	→ →	自主防災組織 ・電話 ・FAX
商工振興課	→ →	商工会議所等 ・電話 ・FAX
社会福祉課	→ →	社会福祉施設 ・電話 ・FAX
高齢者福祉課	→ →	高齢者施設 ・電話 ・FAX
障害者福祉課	→ →	障害者施設 ・電話 ・FAX
子育て支援課	→ →	児童施設、保育施設 ・電話 ・FAX
保健福祉課	→ →	医師会、医療機関 ・電話 ・FAX

【体系図】



イ 住民への啓発

警報等については、出前講座、広報誌により、住民に啓発をする。

また、消防団、社会福祉協議会、観光協会等の市内の関係団体については、団体経由で啓発を図る。

避難行動要支援者については、パンフレットや社会福祉協議会、民生委員等を通じて啓発を図る。

(2) コミュニティFMの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となるコミュニティFMの整備を図る。

(3) 高速通信網の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な情報提供をFM告知端末、MCA-T、インターネット等で伝達する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部（海上保安部及び航空基地をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して、住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用、または居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に、昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(8) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷した住民の安否情報（以下参照）に関する、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答、または公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

【様式第1号】(第1条関係)

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（ ）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷または疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答、または公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない		
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

【様式第2号】(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所(郵便番号を含む。)			
⑥ 国籍	日本	その他()	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先、その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に 対して回答することへの同意	同意する 同意しない		
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続柄

(注5) ⑪の回答者は、配偶者、または直近の直系親族を原則とします。

【様式第3号】(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名 : 担当者名 :

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷または疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑯の希望または同意欄には、安否情報の提供にかかる希望、または同意について「有」または「無」と記入願います。この場合において、当該希望または同意についての特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の担当は総務企画部とし、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当を総務企画部と定め、支部及び各部より必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

平成 年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
三原市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

- (1) 発生日時 平成 年 月 日
 (2) 発生場所 三原市△△町A丁目B番C号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

三原市	人的被害			住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者			
			重傷	軽傷	全壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)
〇〇町						

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

三原市	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる総務企画部職員に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、広島県自治総合研修センター等を有効に活用し、職員や自主防災組織リーダー及び消防団員に対して研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング^{*3}等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 ➔ <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 ➔ <http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、大学等の学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により

*3 e-ラーニング

インターネットを利用して、理解の進度を確認しながら進めていく学習方法。

発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて、参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練、及び市対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練、及び警報・避難の指示等の内容の伝達訓練
- ウ 避難・救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、消防団・自主防災組織及び町内会・自治会等の協力を求めるとともに、特に、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用、または居住する施設の管理者に対し、消防計画や地震防災計画及び社内のマニュアル等に準じて、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示の伝達及び住民の誘導を行うことができるよう、市内の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市内の地図
(※ 小学校区分別カルテ、人口分布、世帯数、避難行動要支援者の人数等のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、民間バス、船舶等の運送事業者の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできる
ようにしておくことが望ましい。)
- 消防団、町内会・自治会等、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する東広島市・竹原市・尾道市・世羅町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への対応

高齢化や国際化の進展を踏まえ、高齢者、障害者、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者に対する環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の要配慮者対策、要配慮者への啓発等の対策を積極的に推進する。

ア 要配慮者に対する環境整備

(ア) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性を配慮する。

また、緊急時においては、要配慮者が避難しやすいように、舗道の拡幅、段差の解消、避難場所等の点字案内版の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努める。

(イ) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

イ 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(ア) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、緊急時において、施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

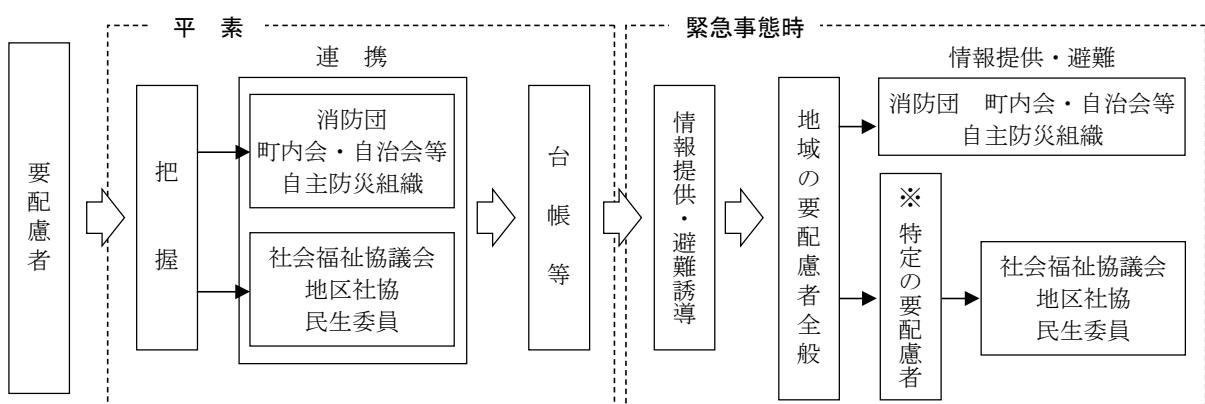
また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(イ) 市は、施設の管理者に対し、備蓄や安全性の向上に努めるよう指導する。

ウ 在宅の要配慮者対策

(ア) 町内会・自治会等及び消防団等により、高齢者や障害者等の在宅の要配慮者を把握し、自主防災組織等の整備、指導を通じ、地域全体で要配慮者の避難、誘導、情報伝達等の体制づくりに努める。

【要配慮者への情報伝達体制】



※ 特定の要配慮者：台帳等に登録されない要配慮者や聴覚障害を持つ人など情報入手が困難な人等

(イ) 在宅の要配慮者、聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するため、社会福祉協議会や地区社協、民生委員が連携して要配慮者ごとの通報体制の整備に努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性において、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

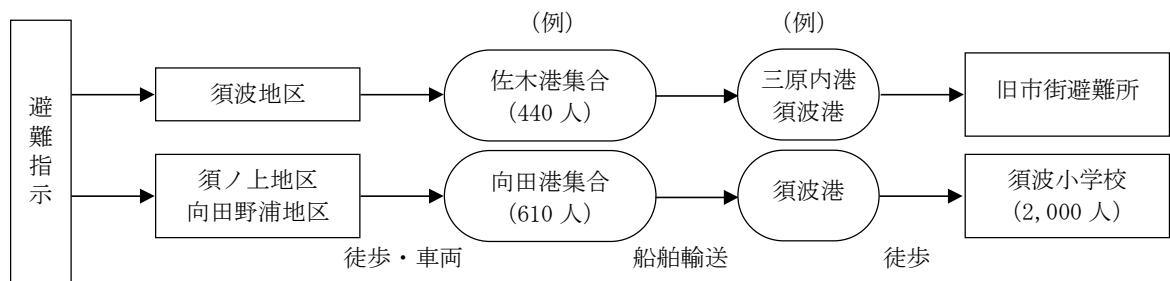
2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、三原市の地勢的実情について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

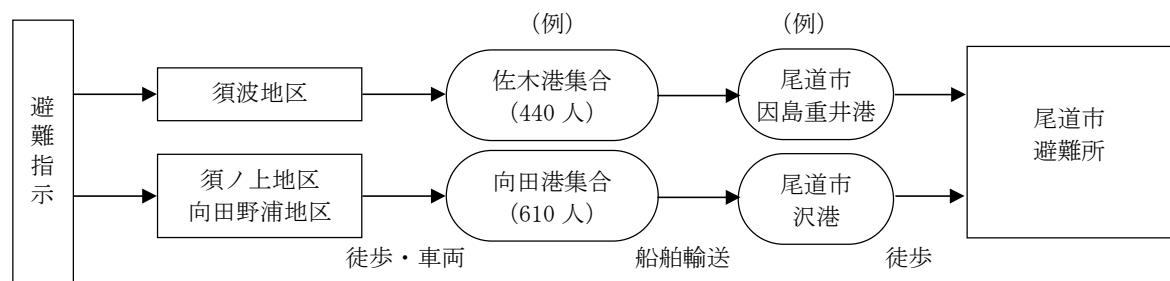
基本的な避難のパターンは、以下のとおり。

(1) 島嶼部の避難

ア 島 → 市内へ

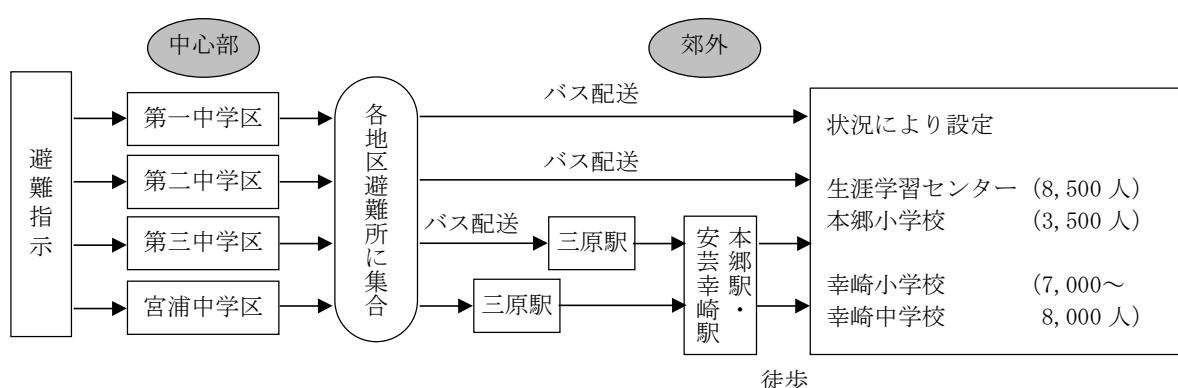


イ 島 → 市外へ

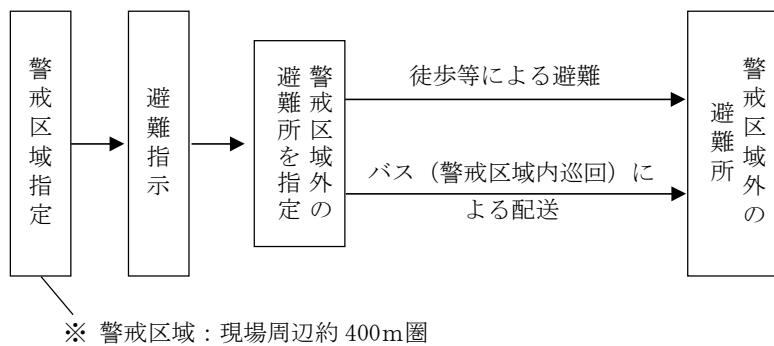


(2) 市街地の避難（市中心部等 → 市郊外へ）

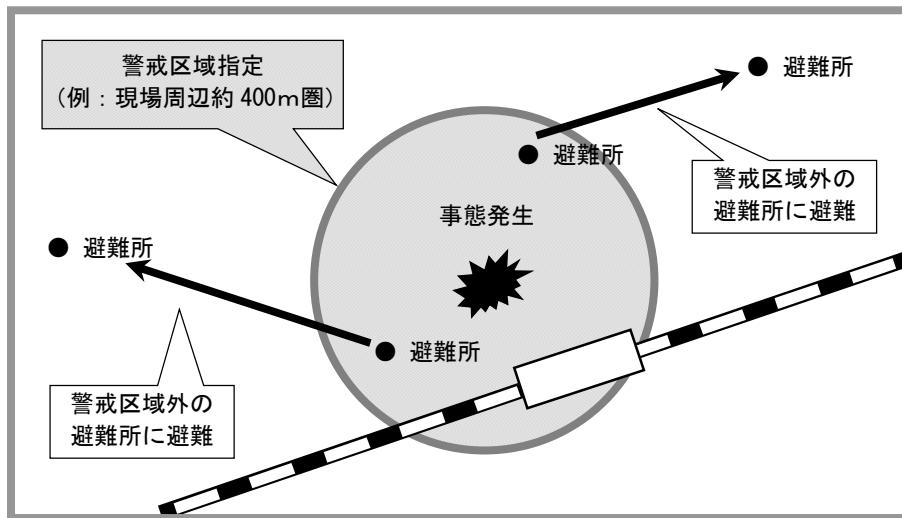
(例)



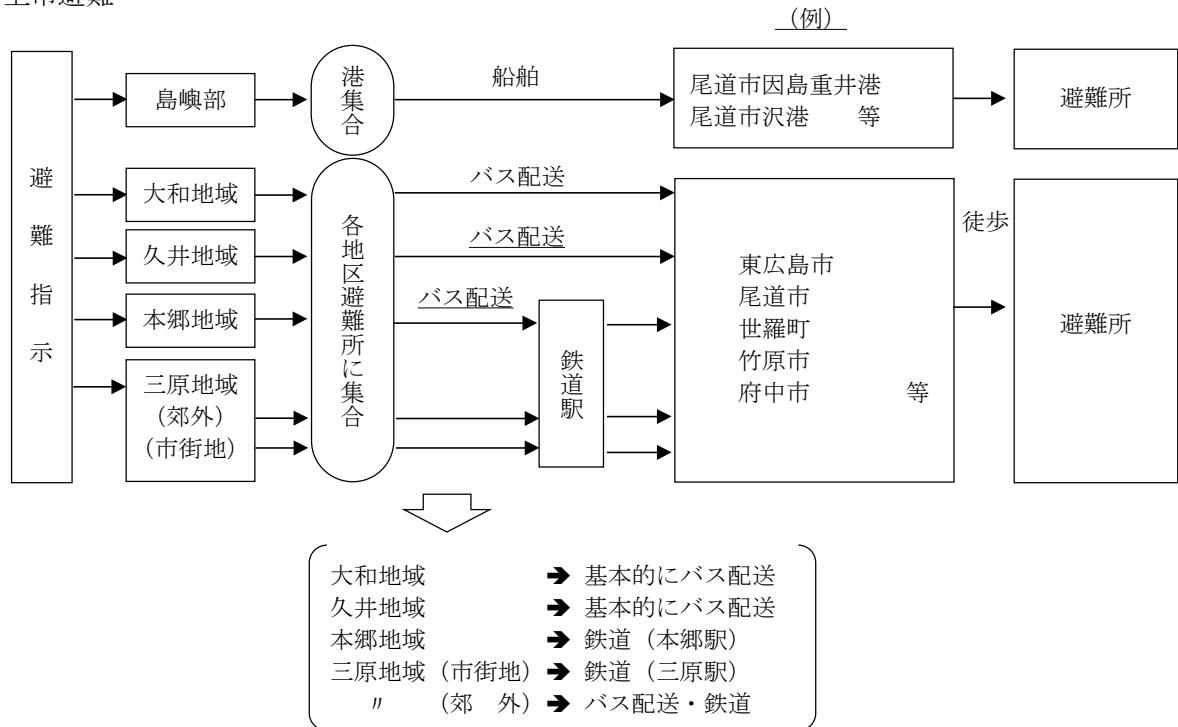
(3) 警戒区域（要避難地域）を指定した場合の避難（警戒区域 → 警戒区域外へ）



例) 警戒区域指定と警戒区域外の避難所への避難



(4) 全市避難



3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合において、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために、必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

手段	詳 細
① 三原市役所所有バス	所有数 1台 1台あたり 29人
② 芸陽バス	所有数 111台（県全体）の内、三原営業所管内 18台
③ 中国バス	所有数 121台（県全体）の内、三原車庫 6台
④ 鞠鉄道	所有数 55台（県全体）の内、三原営業所 5台
⑤ 土生商船	フェリー 2艇
⑥ しまなみ海運	フェリー 1艇
⑦ 弓場汽船	フェリー 1艇
⑧ 広島空港	第2種A級 滑走路 3,000m × 60m 駐車場 2,338台収容

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※ 離島における留意事項

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供し、県に協力する。（地域防災計画における避難施設とは一部異なるため、留意すること。）

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省 環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、または調達体制を整備する。

ア 家庭・企業における備蓄の促進

備蓄は、家庭・企業、市、県の三者が行うものとする。

各家庭・企業において、最低3日分の水と食料及び生活必需品の備蓄を図ることの重要性について、住民に知識の普及を図る。

[主な内容]

市広報等、あらゆる機会を用いて、「家庭・企業での備蓄」の習慣の普及を図る。

(ア) 飲料水の備蓄

① ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用

② 就寝前にいろいろな容器に水を汲み置きしておく習慣の普及

(イ) 飲料水以外の水

食器や手を洗うため、または水洗トイレ用の水として、風呂にいつも水を張つておく習慣の普及に努める。

(ウ) 非常食

缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等がある。

特別に非常食として備蓄しなくとも、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を余分に買い置きしておき、古いものから順に食べていく習慣の普及に努める。

(エ) 非常用持ち出し袋等

各家庭で、災害時に必要と思われる物をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく。

イ 市の備蓄

市は、独自で物資の確保が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策のため、必要な物資、資機材の備蓄に努める。

[主な内容]

備蓄数量品目の選定については、地域防災計画に定めた備蓄の方針や目標も国民保護計画にも兼ねて、各ケースに対応できるよう、また、ライフラインの被害による影響も考慮して選定する。

ウ 備蓄・調達体制の確立

家庭・企業、市のそれぞれの備蓄調達体制の確立をめざす。

[主な内容]

次の品目ごとに、調達協定を地域防災計画で締結した流通業者を中心に調達する。ただし、現在の調達協定は、国民保護計画に対応した協定を改めて締結する。

以下の事項について、関係団体との間で国民保護計画に関わる調達協定を結んでおく。

- (ア) 災害時における米穀調達に関する協定
- (イ) 飲料水の提供に関する協定
- (ウ) 応急給水業務に関する協定
- (エ) 燃料の提供に関する協定
- (オ) 情報提供に関する協定
- (カ) 医薬品等調達に関する協定
- (キ) 応急対策用貨物自動車等の提供に関する協定
- (ク) 応急対策業務に関する協定

エ 備蓄倉庫の整備

大規模な災害により多くの家屋が被災し、多数の市民が、住み家を離れて避難場所等へ一時的に避難することが予想される。

こうした非常事態に対処するため、あらかじめ公共施設や避難場所等に、生活物資等を物資の性質に応じ集中、もしくは分散して備蓄し、応急対策に備える。

[主な内容]

市内の小学校、中学校等の避難場所に備蓄倉庫の設置に努め、生活に必要な食料や生活必需品等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図ることとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において、必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために、特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために、特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、または点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市が、管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替水源、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともにバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、国民保護計画パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、社会福祉協議会・民生委員を経由した広報、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来や地域においてテロが発生した場合に、住民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(2) 運転者の取るべき措置の周知徹底

市は、県警察に協力して、武力攻撃事態等において運転者が取るべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

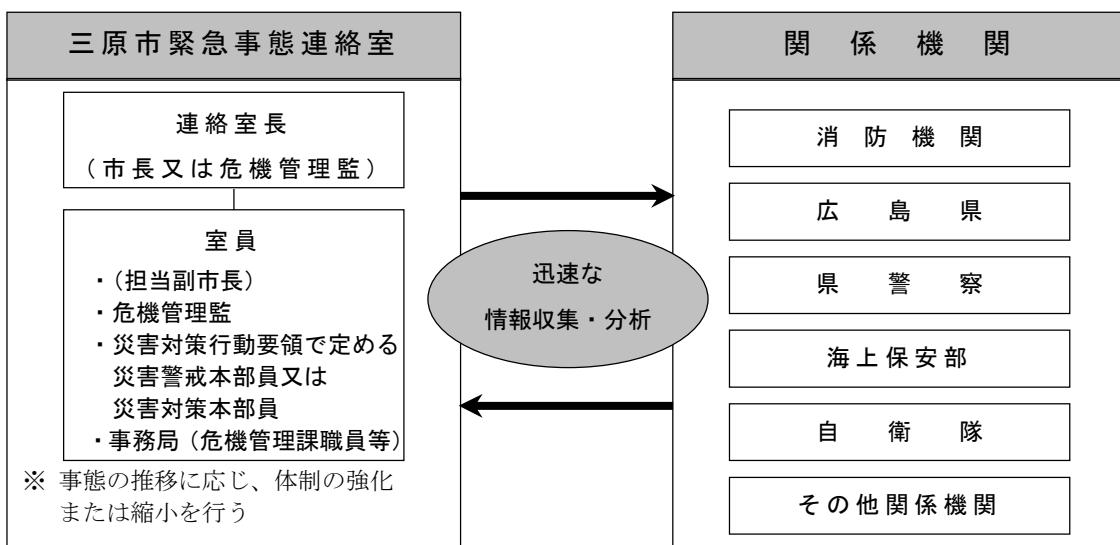
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要なため、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における三原市緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 三原市緊急事態連絡室等の設置

ア 市長は、現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「三原市緊急事態連絡室」を設置する。

【三原市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにそ

の旨を市長及び危機管理課長等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

イ 「三原市緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、三原市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、三原市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

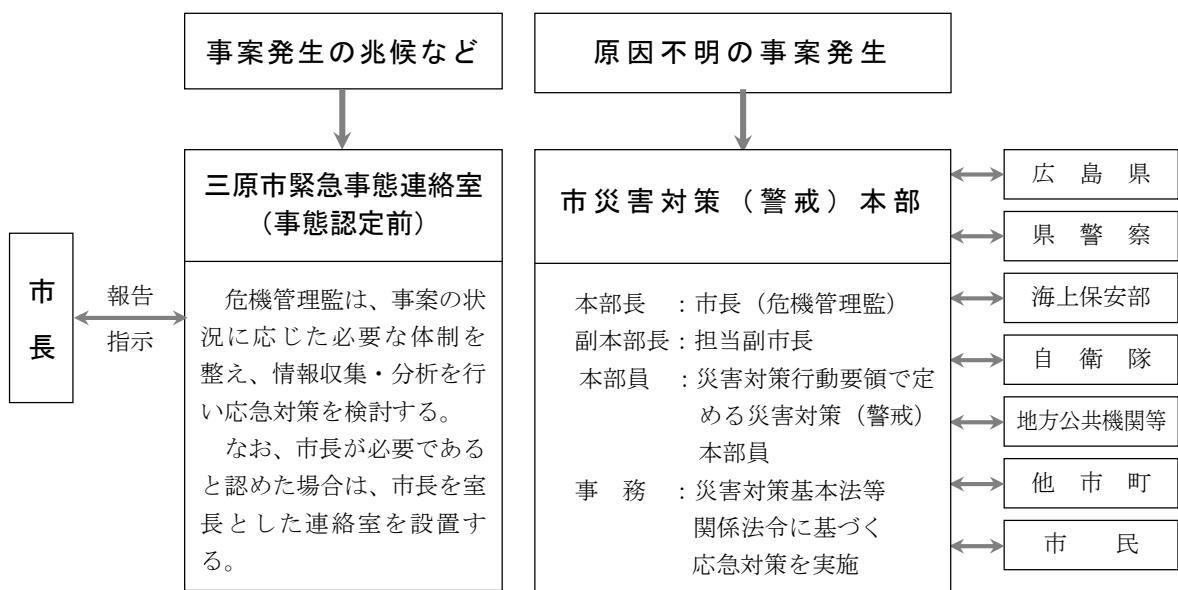
市は、「三原市緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域、または消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

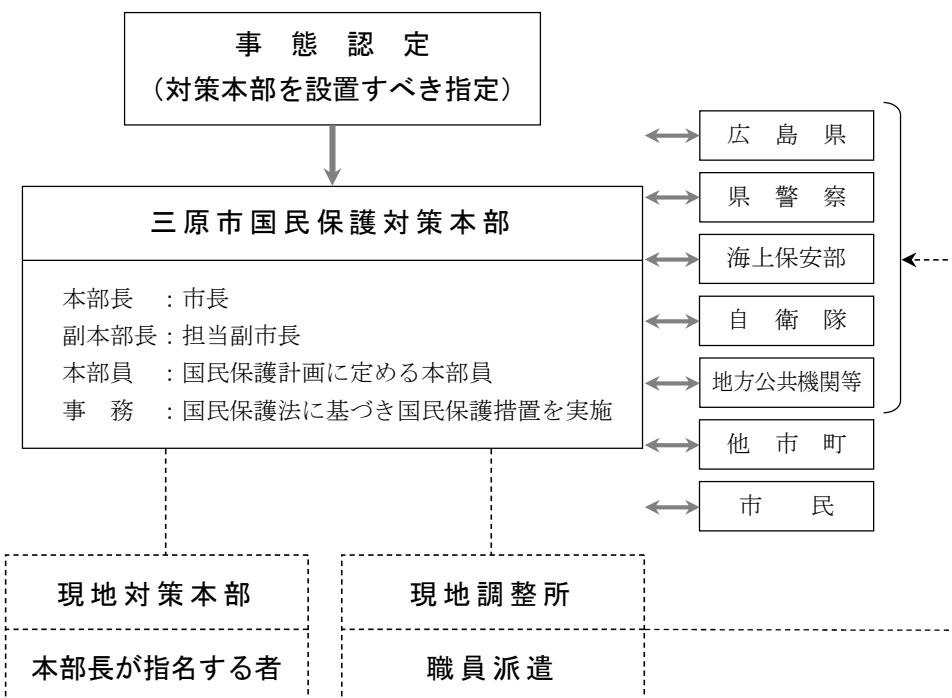
市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

事態認定前
(本部設置指定なし)



事態認定後
(本部設置指定あり)



(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

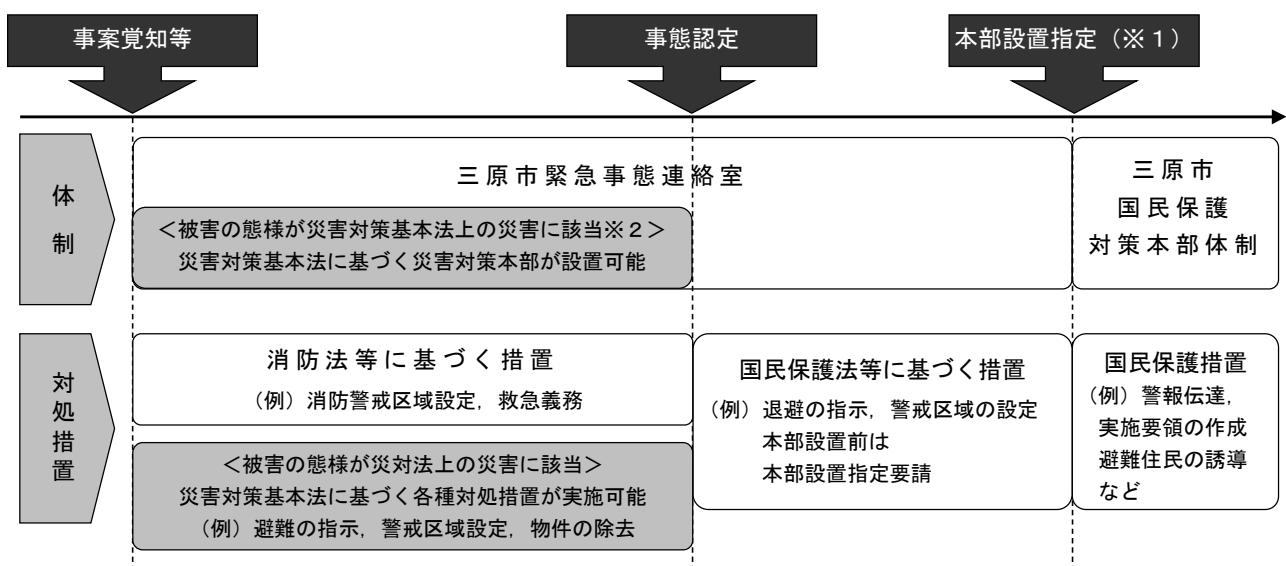
(4) 対策本部への移行に要する調整

「三原市緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「三原市緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことを考慮し、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当室体制を立ち上げ、または、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

また、職員は、庁内連絡網の連絡が来る前に情報や事態を覚知した場合は、自主参集とする。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により、その順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

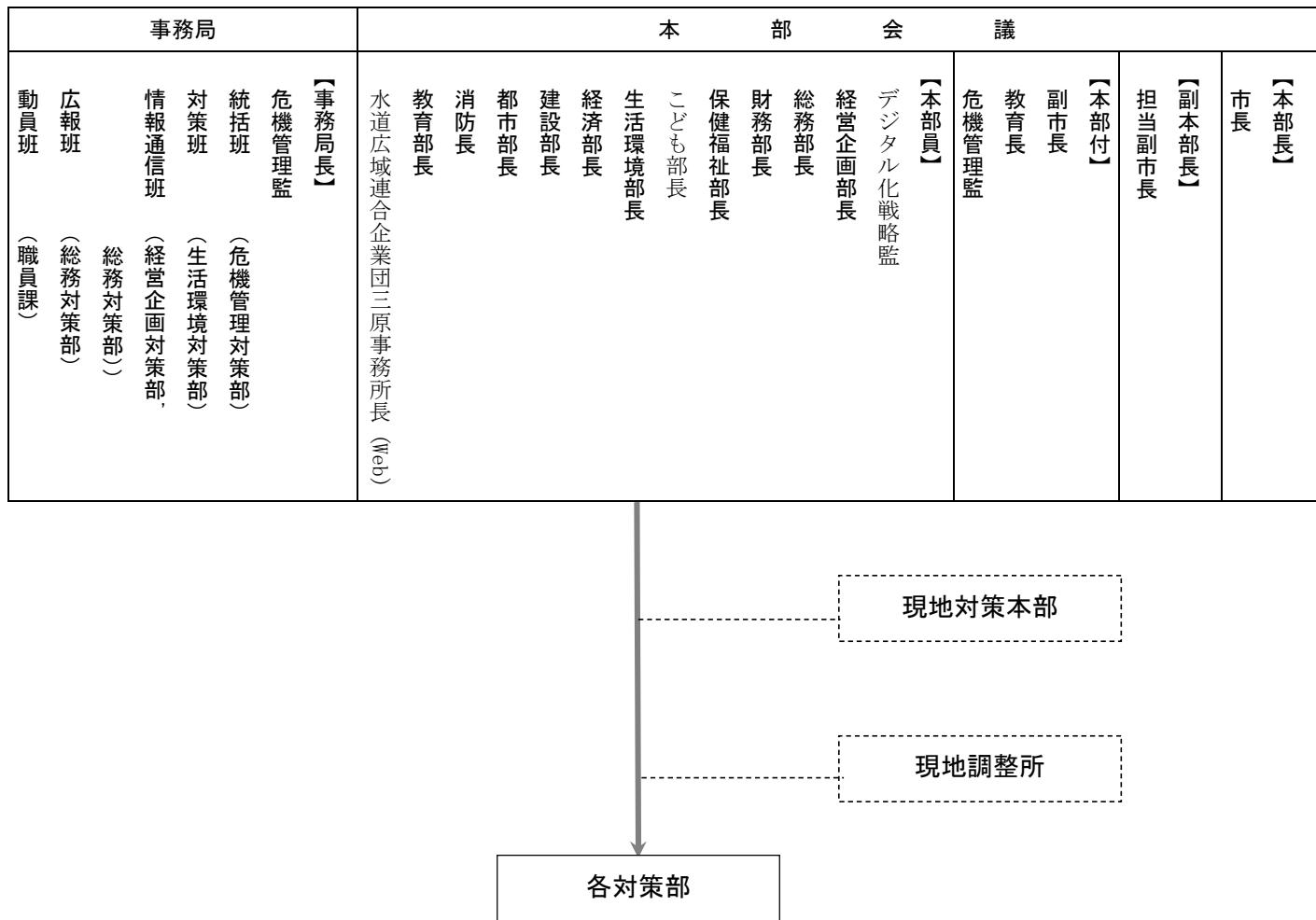
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は、「第2編 第1章 組織・体制の整備等」に示すとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部長の補佐機能の編成】

機能	
統括班 (危機管理対策部) ※班長：危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 市が行う国民保護措置に関する調整
対策班 (生活環境対策部) ※班長：生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 応援の受け入れの庁内調整に関すること 非常災害の際の土地の使用の許可に関すること（土地収用法第122条）
情報通信班 (経営企画対策部、 総務対策部) ※班長：デジタル化戦略課長	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保
広報班 (経営企画対策部) ※班長：広報戦略課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 住民に対する広報活動
動員班 (職員課) ※班長：職員課長	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 職員の動員に関すること

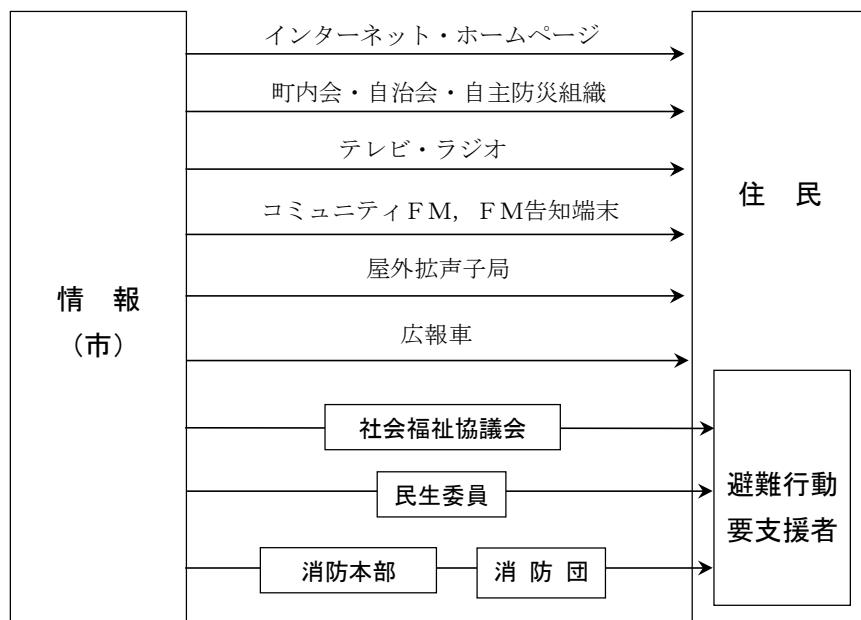
【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

「第2編 第1章 組織・体制の整備等」に示すとおり。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【体系図】



【市対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報担当を広報班として、経営企画部長を広報責任者とする。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ、SNS等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

市	住 民 等		
市	全住民等		
	→ →	・インターネット、ホームページ ・M C A T ・緊急速報メール、メール配信システム	・テレビ、ラジオ放送 ・コミュニティFM ・屋外拡声子局
市	◎三原地域 ◎本郷地域（支部→住民） ◎久井地域（支部→住民） ◎大和地域（支部→住民）		
	→ →	・FM告知端末 ・社会福祉協議会	・自治会放送施設（三原地域） ・広報車 ・消防団 ・民生委員

市	関 係 機 関		
教育委員会	小中学校等 ・電話 ・F A X		
警防課	→ →	消防団 ・電話 ・F A X	
観光課	→ →	観光協会 ・電話 ・F A X	
地域企画課	→ →	町内会、自治会等 ・電話 ・F A X	
本部統括班	→ →	自主防災組織 ・電話 ・F A X	
商工振興課	→ →	商工会議所等 ・電話 ・F A X	
社会福祉課	→ →	社会福祉施設 ・電話 ・F A X	
高齢者福祉課	→ →	高齢者施設 ・電話 ・F A X	
障害者福祉課	→ →	障害者施設 ・電話 ・F A X	
子育て支援課	→ →	児童施設、保育施設 ・電話 ・F A X	
保健福祉課	→ →	医師会、医療機関 ・電話 ・F A X	

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

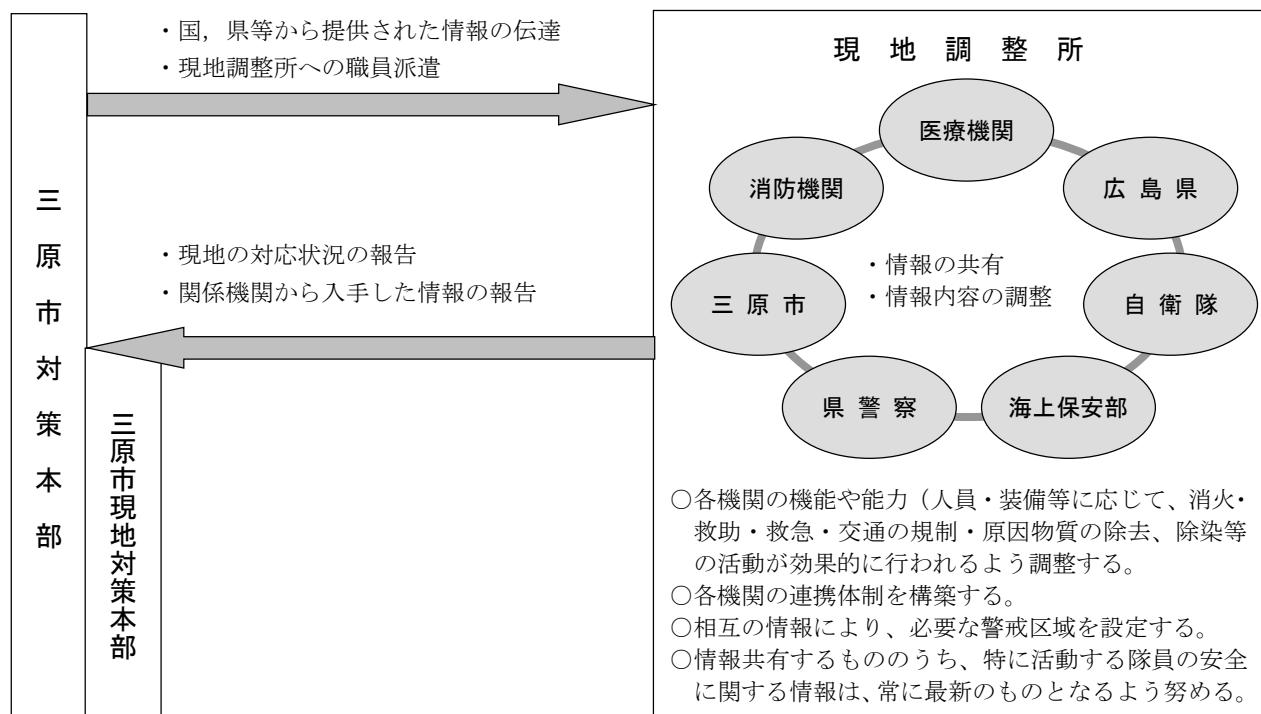
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施、並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（または関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるよう、現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- イ 現地調整所は、事態発生の現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
- 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたることが必要である。）。
- ※ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関して、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告、または資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、もしくは、インターネット等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等^{*1}への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長、または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関、または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を

*¹ 知事等
広島県知事及び県の他の執行機関の長を指す。

行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長、または三原市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては、当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては、当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては、当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）
 エ その他参考となるべき事項

※【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ①避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ②避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）
- ③武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等^{＊2}に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 イ 応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
- 市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

^{＊2} 市町村長等
 市町村長及び市町村の他の執行機関の長を指す。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部、または一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託、または委託に係る事務の変更、もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、もしくは指定地方行政機関の長、または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関、または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関、または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備、または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織及び町内会・自治会等の長等、地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地、または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民及び市内の公共的団体等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会・自治会等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

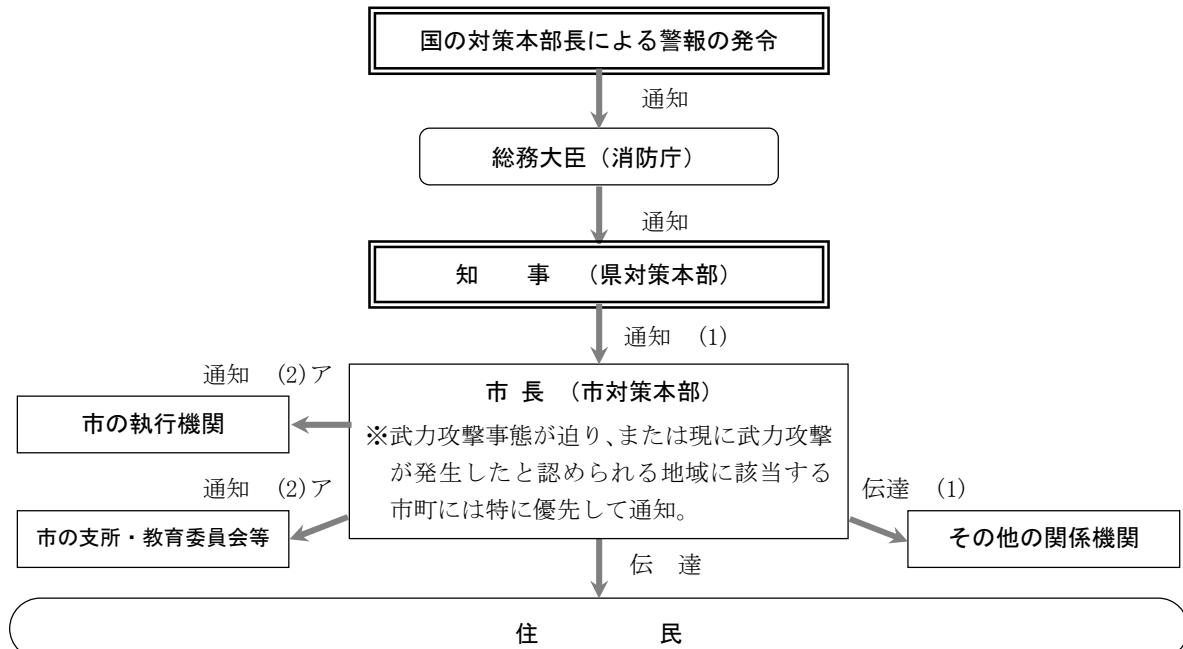
(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については、速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/index.html>）に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

【市長から関係機関・住民への警報の通知・伝達】



※市長は、ホームページ (<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/index.html>) に警報の内容を掲載

※警報の伝達にあたっては、テレビ、ラジオのほか、メール、屋外拡声子局、広報車、拡声器等を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市（町村）長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの

掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

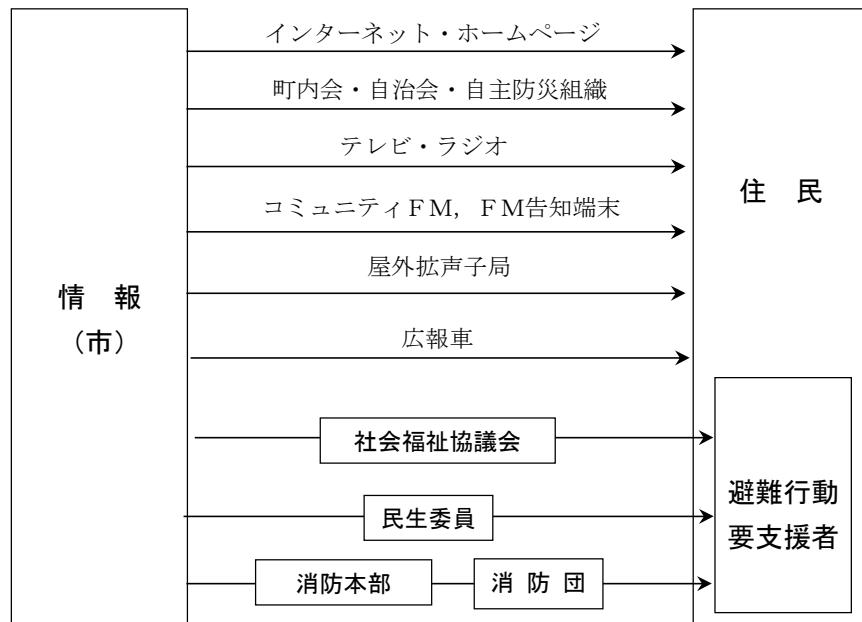
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼など以外にも、コミュニティFM等も活用する。

【住民及び関係機関に対する情報伝達体制】

市	住民等
市	<p>全住民等</p> <p>⇒ ⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、ホームページ ・MCAT ・緊急速報メール、メール配信システム ・テレビ、ラジオ放送 ・コミュニティFM ・屋外拡声子局
市	<p>◎三原地域</p> <p>◎本郷地域（支部→住民）</p> <p>◎久井地域（支部→住民）</p> <p>◎大和地域（支部→住民）</p> <p>・FM告知端末</p> <p>・社会福祉協議会</p> <p>・自治会放送施設（三原地域）</p> <p>・広報車</p> <p>・消防団</p> <p>・民生委員</p>

市	関係機関
教育委員会	<p>⇒ ⇒</p> <p>小中学校等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
警防課	<p>⇒ ⇒</p> <p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
観光課	<p>⇒ ⇒</p> <p>観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
地域企画課	<p>⇒ ⇒</p> <p>町内会、自治会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
本部統括班	<p>⇒ ⇒</p> <p>自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
商工振興課	<p>⇒ ⇒</p> <p>商工会議所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
社会福祉課	<p>⇒ ⇒</p> <p>社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
高齢者福祉課	<p>⇒ ⇒</p> <p>高齢者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
障害者福祉課	<p>⇒ ⇒</p> <p>障害者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
子育て支援課	<p>⇒ ⇒</p> <p>児童施設、保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX
保健福祉課	<p>⇒ ⇒</p> <p>医師会、医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX

【体系図】



※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかつた場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

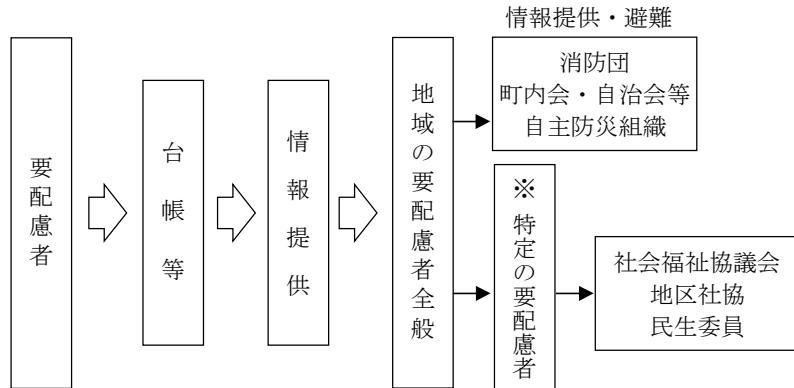
(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織及び町内会・自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織及び町内会・自治会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

【要配慮者への情報伝達体制】



※ 特定の要配慮者：台帳等に登録されない要援護者や聴覚障害を持つ人など、情報入手が困難な人等

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の内容の一例】

- 「A県A郡○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる様」
- ・○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
 - ・現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
 - ・○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
 - ・その他不審者に関する情報等があれば、0848-XXXX-XXXXまで電話すること。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

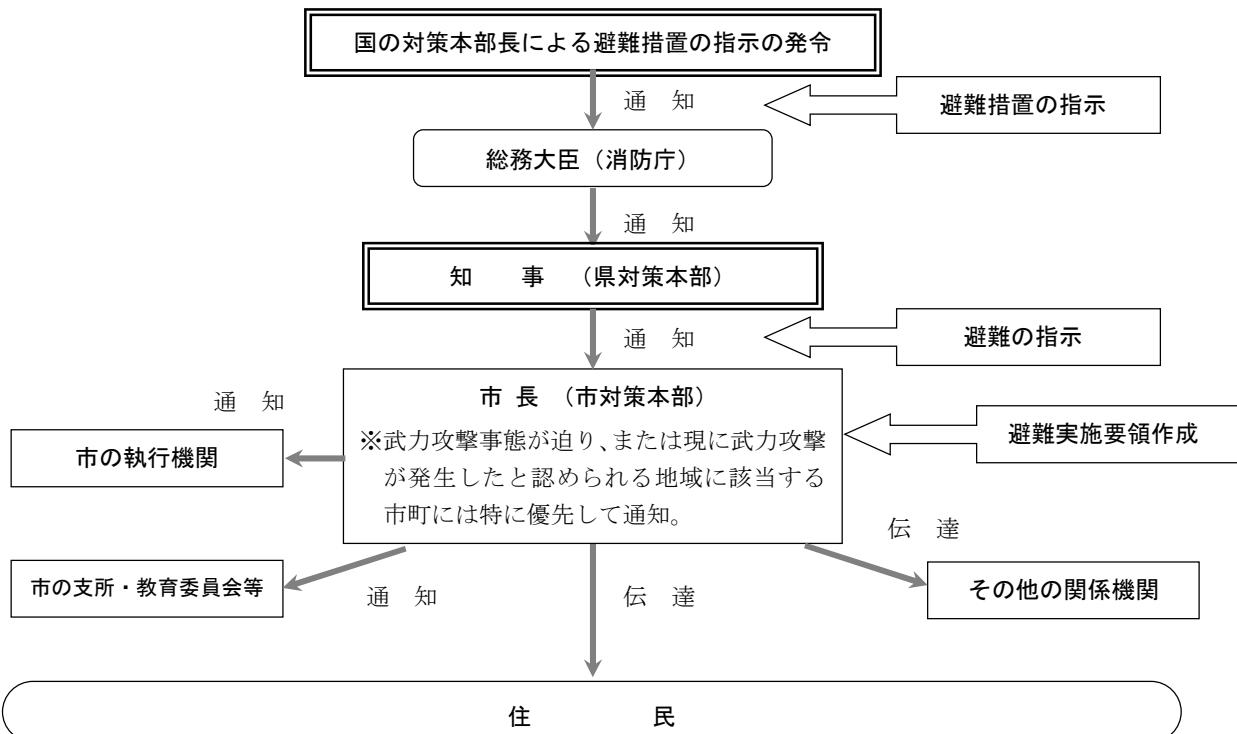
(1) 市長は、迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

【避難措置の指示の内容（法第52条第2項）】

- 一 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- 二 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- 三 関係機関が講すべき措置の概要

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。避難の指示の流れについては下図のとおり。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様通知・伝達を行う。

【住民及び関係機関に対する情報伝達体制】

市	市 民 等		
市	全住民等		
	➡ ➡	・インターネット、ホームページ ・M C A T ・緊急速報メール、メール配信システム	・テレビ、ラジオ放送 ・コミュニティFM ・屋外拡声子局
市	◎三原地域 ◎本郷地域（支部→住民） ◎久井地域（支部→住民） ◎大和地域（支部→住民）		
	➡ ➡	・FM告知端末 ・社会福祉協議会	・自治会放送施設（三原地域） ・広報車 ・消防団 ・民生委員

市	関 係 機 関		
教育委員会	小中学校等 ・電話 ・F A X		
警防課	➡ ➡	消防団 ・電話 ・F A X	
観光課	➡ ➡	観光協会 ・電話 ・F A X	
地域企画課	➡ ➡	町内会、自治会等 ・電話 ・F A X	
本部統括班	➡ ➡	自主防災組織 ・電話 ・F A X	
商工振興課	➡ ➡	商工会議所等 ・電話 ・F A X	
社会福祉課	➡ ➡	社会福祉施設 ・電話 ・F A X	
高齢者福祉課	➡ ➡	高齢者施設、保育施設 ・電話 ・F A X	
障害者福祉課	➡ ➡	障害者施設 ・電話 ・F A X	
子育て支援課	➡ ➡	児童施設、保育施設 ・電話 ・F A X	
保健福祉課	➡ ➡	医師会、医療機関 ・電話 ・F A X	

(3) 避難の指示に際して県が調整をするために要する事項

下記に示す情報は、主に県が避難指示に際して調整する場合に、三原市に求められるであろう情報について記載する。

- ア 要避難地域に該当する三原市の避難住民数の情報提供
 - (ア) 市は県へ最新の情報を提供する。
- イ 県が避難のための運送手段の調整を行う場合の情報提供
 - (ア) 市バスや船舶等、対応可能な輸送力や輸送方法についての情報を提供する。
 - (イ) 避難経路や交通手段が限定されること等への留意情報を提供する。

- ウ 主要な避難経路や交通規制の調整を行う場合の情報提供
 - (ア) 道路の状況に係る情報を提供する。
 - エ 区域内の避難施設の状況の確認
 - (ア) 避難施設のリストに基づいた、個別の避難先の情報を提供する。（避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定）
 - オ 県との役割分担の確認
 - (ア) 市の誘導能力、市の支援要望等について県と調整する。
- (4) 動物の保護等に関する配慮
- 市は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、県が実施する以下の事項等について、所要の措置を講じるために連携するものとする。
- ア 危険動物等の逸走対策
 - イ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

2 避難実施要領の策定

(1) 県が市に対して行う避難の指示の内容

市は、県から避難の指示を受け、住民及び関係機関に通達することとなるが、下記に避難の指示(例)を示す。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示(例)

広島県知事
○月○日現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること(○時間を目途に避難を完了)。

ア 輸送手段及び避難経路

国道○○号よりバス(○○会社、○○台確保の予定)

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること(○時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

・徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合

・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターン(P62・P63参照)を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで、避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものとする場合もある。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下は、県国民保護モデル計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割りあて、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめめる。

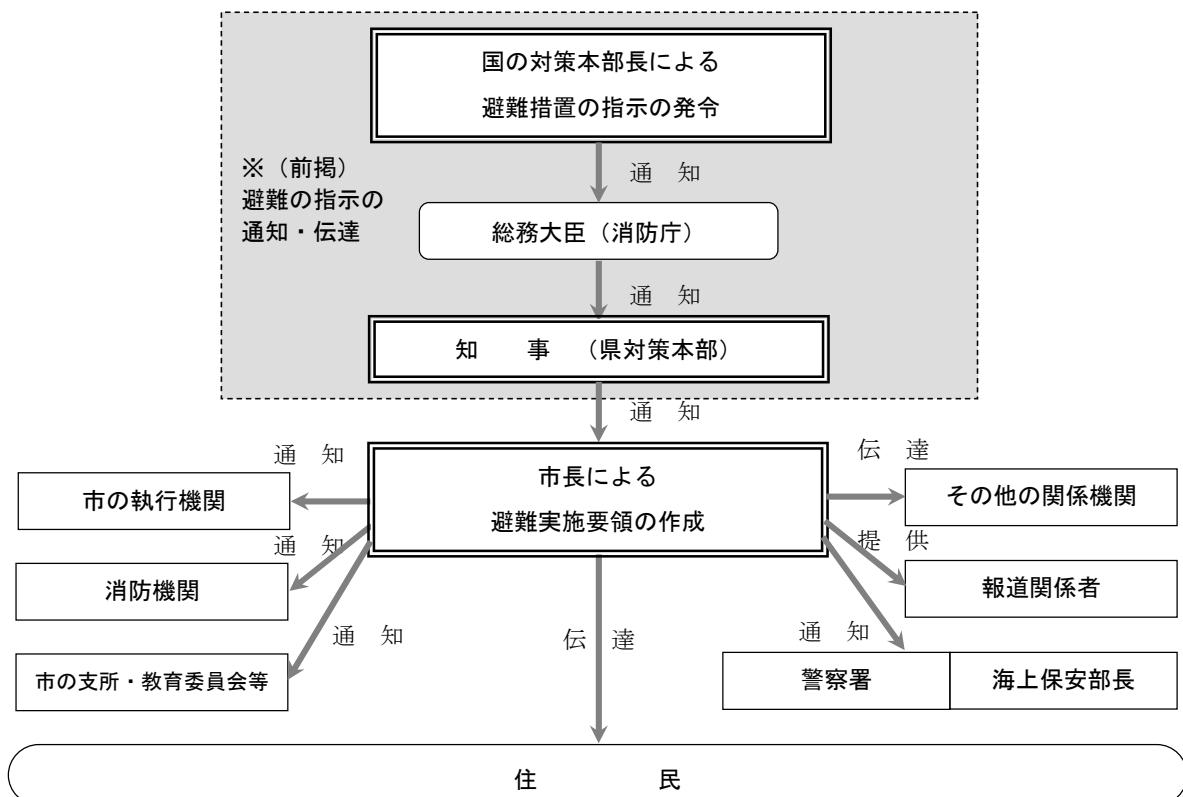
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長、並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

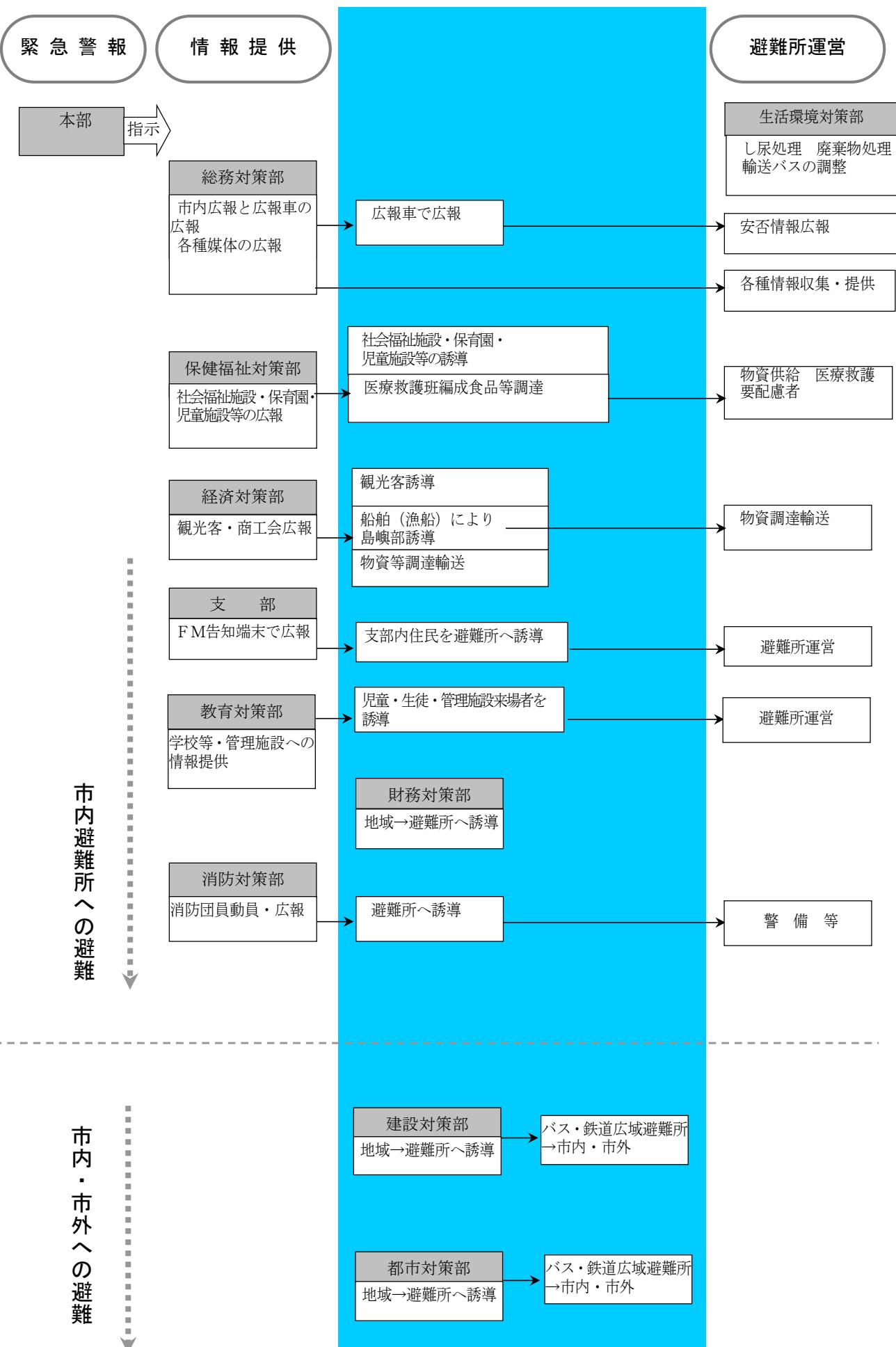
(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。



(2) 三原市の地域特性に応じた避難にあたっての留意事項

ア 離島における住民の避難

(ア) 離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、市長は知事に、以下の情報について早急に連絡するものとする。

① 避難すべき住民の数、想定される避難方法

② 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(イ) 市長は知事と連携しながら、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。

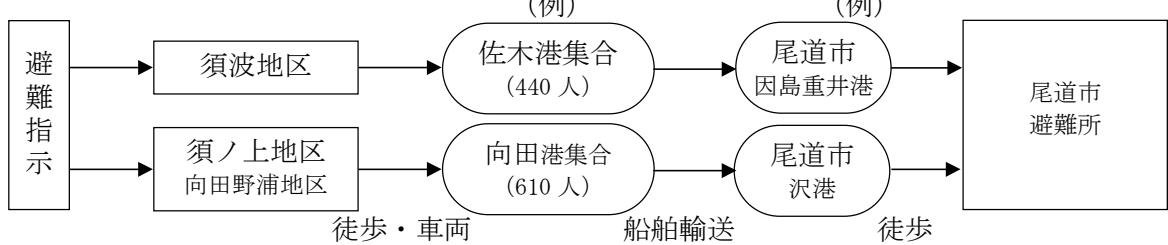
(ウ) この場合において、市は県と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとする。

【島嶼部の基本的な避難のパターン】

・島 → 市内へ



・島 → 市外へ



イ N B C攻撃の場合の住民の避難

N B C攻撃の場合の避難においては、知事が避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けることなどに留意して、避難の指示を行うものとされている。したがって、市長は知事の指示に従い、避難誘導を行うものとする。

ウ 半島、中山間地域などにおける住民の避難

住民の避難にあたっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域などにおける住民の避難については、知事の指示があれば、自家用車等を交通手段として示すことができるものとする。

(3) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部、または消防署と連携しつつ、自主

防災組織及び町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長、または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官、または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等や市内の公共的団体に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織及び町内会・自治会等の長等、地域においてリーダーとなる住民や市内の公共的団体に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として、検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養、または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る食料、飲料水、医療等の配分について、他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関、または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関、または指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

(15) 事態の類型に応じた避難にあたっての留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

(ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時ににおける国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(イ) 一方、離島における避難については、次のことを基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送する市バスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(16) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

【想定される武力攻撃事態等における三原市の避難要領マトリックス】

	着上陸侵攻		ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	大規模上陸 (旅団規模以上)	小規模上陸 (大隊規模程度)	ゲリラ攻撃 (非正規戦)	特殊部隊 (正規戦)
事 態 例	世界大戦規模の戦乱に巻き込まれる場合	①島嶼地域などの重要拠点の占拠を目指す場合。 ②特殊部隊が大規模着上陸の前に特殊作戦等の実施、あるいは橋頭堡獲得のために上陸する場合。	国際法的にはゲリラが非正規、特殊部隊が正規となるが、可能性が高いのは、特殊部隊によるゲリラ的攻撃であろう。日本の社会的・政治的混乱を目的として行われることが考えられる。	
発生の可能性	×	これも全体的に可能性は低い。	(○) 海岸線が長大で工作船の侵入は可能であり、攻撃を受ける可能性は否定できない。また、特殊工作の対象となりうる地域や施設は多数存在しているため、これに対する準備は必要度が高いと考えられる。	
発生可能性場所 (施設等)	①沿岸部	①沿岸部	①上陸・沿岸部	⑤空港・港湾・ターミナル駅
	海岸線があればどこでも可能。	海岸線があればどこでも可能。	沿岸部から潜水艇や工作船を使って上陸し、自然を使って隠密行動をとる。	交通の遮断を目的として狙われる危険性が高い。
	②	②島嶼地域	②潜入先・攻撃目標：都市部	⑥生活関連施設
		どこでも可能。	自治体庁舎、放送局、新聞社、警察署、ターミナル駅、野球場等集客施設などは目標になりやすい。	発電所、ダム、浄水場など、市民生活に重大な支障を及ぼす施設
	③	③	③放射性物質関連施設	⑦郊外型大規模集客施設 大規模施設は警備も手薄で多数の被害が計算できる施設である。施設の中の客全てに情報を伝達し、避難させるのはかなり困難ではないか。
	④	④	④化学コンビナート及び関連施設	⑧防衛関連施設
			化学コンビナートも有害な物質を有しており、被害が広範に広がるため目標とされやすい。	自衛隊や米軍基地は攻撃目標となりやすく、その周辺住民にも被害が及ぶ恐れがある。
避 難 類 型	付 近 自 の 宅 屋 や 内	避難先	×	×
		避難手段		
		留意点	着上陸地点から離れる広域避難が前提	着上陸地点から離れる広域避難が前提
	市 内	指定避難先	×	○
		避難手段		船舶及び借り上げバス
		留意点	着上陸地点から離れる広域避難が前提	着上陸地点から離れる市内の広域避難が前提 敵部隊の行動は刻々と変化し、それによって避難すべき範囲も変化する。それによって臨機応変な避難計画が必要となる。
	県 内	指定避難先	×	○
		避難手段		島嶼地域の場合は漁船を含む船舶及び借り上げバス
		留意点	着上陸地点から離れる広域避難が前提	上陸対象島嶼の事前避難計画が必要 敵部隊の行動は刻々と変化し、それによって避難すべき範囲も変化する。それによって臨機応変な避難計画が必要となる。
	県 外	指定避難先	○	○
		避難手段	島嶼地域の場合は漁船を含む船舶及び借り上げバス	島嶼地域の場合は漁船を含む船舶及び借り上げバス 借り上げバス・鉄道等
		留意点	他地域との事前打ち合わせが必要。現状では政府による調整。	他地域との事前打ち合わせが必要。現状では政府による調整。 特殊部隊の行動範囲の地域の住民の避難の問題と、当該避難民を県外地域が受け入れるという問題が生じる。

※ ×印は事態の情況により避難がそぐわないと考えられる施設等

		弾道ミサイル攻撃				航空攻撃	
		通常弾頭	核弾頭 (単・複弾頭)	生物剤弾頭	化学剤弾頭	少数編隊爆撃	戦略爆撃
事 態 例		弾道ミサイル攻撃の場合、通常弾頭は考えにくい。原発などの特殊攻撃目標を狙うことは可能性はありうる。	①全面核戦争の場合②日本の社会的・政治的混乱を狙う場合		日本の社会的・政治的混乱を狙う場合	日本の社会的・政治的混乱を狙う場合	①着上陸侵攻前にレーダーサイトなどを破壊目的で攻撃する場合。 ②少数機でテロ攻撃(N B C)を行う。
発生の可能性		弾道ミサイル実験が誤射あるいは失敗で本土に着弾の可能性はある。	①の場合の可能性は低い(×)。 ②の可能性はあり(△)		(○) 可能性はあり	(○) 可能性はあり	①の可能性は低い(×)。 ②は可能性がないわけではないが、弾道ミサイルや特殊部隊ほどには可能性が高くな(△)
発生可能性場所 (施設等)		① ----- ② ----- ③ ----- ④ -----	この場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃の対象となる地域、施設と基本的に重複する。				①①の場合防衛関連施設 ----- ②②の場合は原発などテロ対象施設 ----- ③ ----- ④
避 難 類 型	屋内	避難先	○	○	○	○	○堅牢な施設
	避難手段	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩等	徒歩等
	留意点	鉄筋建築物等であれば建物の中でなるべく地下へ	鉄筋建築物等であれば建物の中でなるべく地下へ	鉄筋建築物等であれば建物の中で、密閉される部屋へ	鉄筋建築物等であれば建物の中で、密閉される部屋へ	鉄筋建築物等であれば建物の中でなるべく地下へ	鉄筋建築物等であれば建物の中でなるべく地下へ
	指定避難先	○	○	○	○	○	○
	避難手段	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩； 準備時間なく徒歩以外なし	徒歩等	徒歩等
	留意点	連続着弾であれば堅牢な建築物へ。ただ避難時にも危険あり。		むやみに屋外に出るより堅牢な建物の中の方が良い場合もある。	むやみに屋外に出るより堅牢な建物の中の方が良い場合もある。	連続爆撃であれば堅牢な建築物へ。ただ避難時にも危険あり。	連続着弾であれば堅牢な建築物へ。ただ避難時にも危険あり。
	指定避難先		○	○	○	○	○
	避難手段		借り上げバス・ 鉄道等	借り上げバス・ 鉄道等	借り上げバス・ 鉄道等	借り上げバス・ 鉄道等	借り上げバス・ 鉄道等
県外	留意点	移動時間なし。 通常弾頭であれば、特に避難する必要はない。	着弾地点からの距離や風向によって避難地域が変化。被害が及ぶ想定範囲は県内と県外を問わない。核兵器の場合、通常最低2週間は退避壕生活となる。	生物兵器の場合、むやみな移動は被害拡大の恐れがある。しかも使用された後に生物兵器と判明する場合が多いと考えられる。患者の隔離、立ち入り制限地域の確定、防疫設備等が必要。	着弾地点からの距離や風向によって避難地域が変化。被害が及ぶ想定範囲は県内と県外を問わない。	攻撃の間隙に攻撃地点からなるべく遠くへ ○ 攻撃の間隙に攻撃地点からなるべく遠くへ	攻撃地点からなるべく遠くへ ○ 攻撃地点からなるべく遠くへ

(作成：中京大学 佐道教授)

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- (ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
- なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- (イ) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- (ウ) 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。
- (エ) 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と警察、海上保安庁、自衛隊の連携を図るため、広域的見地から知事に要請を行う。

【県からの避難の指示の内容（例）】**避 難 の 指 示（例）**

本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が、AA地区で発生しました。

AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。

原則として、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者については、バス、福祉車両等により避難すること。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、一人ひとりがその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて、問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的、または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般的に高く、注意が必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

- (ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示に沿った避難の指示が県から行われる。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオ、その他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

要避難地域に該当するA市A地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

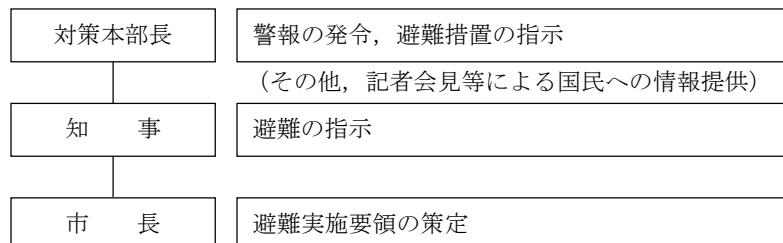
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

- (ウ) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(エ) 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

(エ) 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

- ① 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準じる者）の意図等により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

4 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、市国民保護計画作成の際の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、海上保安部等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会・自治会等、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：三原市A 1 地区1－2、1－3の住民は「A 1 自治会（町内会）」、三原市A 2 地区1－1の住民は各ビル事業所及び「A 2 自治会（町内会）」を避難の単位とする)

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：三原市B 1 地区2－3にある三原市立B 1 小学校体育館)

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：三原市A 1 地区2－1の三原市立A 1 小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については、自動車等の使用を可とする。)

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や、避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

オ 集合にあたっての留意事項

集合後の町内会・自治会等内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合にあたっては、高齢者、障害者等、要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15:30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従つて、徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。)

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び町内会・自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：三原市対策本部 TEL 0848-××-×××× 担当○○○○)

【避難実施要領のイメージ】

避 難 実 施 要 領 (例)

広島県三原市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

三原市における住民の避難は、次の方で行うものとする。

- (1) 三原市のA 1 地区の住民は、●●市のB 1 地区にある●●市立 B1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段 (バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合：三原市A 1 地区の住民は、三原市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ町内会・自治会等及び事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、●●市立 B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：三原市A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線A A 駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ町内会・自治会等及び事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線、またはA A通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。●●市B 1 駅到着後は、●●市職員及びA 市職員の誘導に従って、主に徒歩で●●市立 B 1 高校体育館に避難する。

船舶の場合：三原市1 地区の住民は、三原市A 港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ町内会・自治会等及び事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発●●市B 1 港行きの○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 三原市A 2 地区の住民は、●●市B 2 地区にある●●市立 B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。

・住民への周知要員	・避難誘導要員	・市対策本部要員
・現地連絡要員	・避難所運営要員	・飲料水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。
(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

- (3) 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織及び町内会・自治会等の地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は、底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようとする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

三原市対策本部 担当 ○○○○

T E L 0848-××-×××× (内線××××) F A X 0848-××-××××

・・・以下略・・・

第5章 避難住民等の救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与、または貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の搜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話、その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって、住居、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置、または

その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関、または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、県からの指示のもと、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の救援の実施に際し救護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

以下に「県国民保護計画」の内容を記載する。

ア 収容施設の供与

避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、避難施設、その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な管理運営を行う。避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設ける。

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な箇所を迅速に把握し、速やかに建設する。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。

その他、次の点に留意する。

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者、その他特に配慮

を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

- ・提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与、または貸与

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

- ・提供対象人数及び世帯数の把握

- ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し派遣する。

知事は、市町の要請があった場合、または避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、各関係機関との連絡調整を図る。

その他、次の点に留意する。

- ・医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認

- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

- ・避難住民等の健康状態の把握

- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

- ・避難住民等のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備

エ 被災者の搜索及び救出

- ・被災者の搜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携

- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- ・墓地、納骨堂及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬、焼骨の埋蔵可能数、納骨堂の焼骨の収蔵可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

- ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

- ・県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

- ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話、その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- ・児童生徒の被災状況の収集
- ・不足する学用品の把握
- ・学用品の給与体制の確保

ケ 死体の搜索及び処理

- ・死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認
- ・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・障害物の除去の施工者との調整
- ・障害物の除去の実施時期
- ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

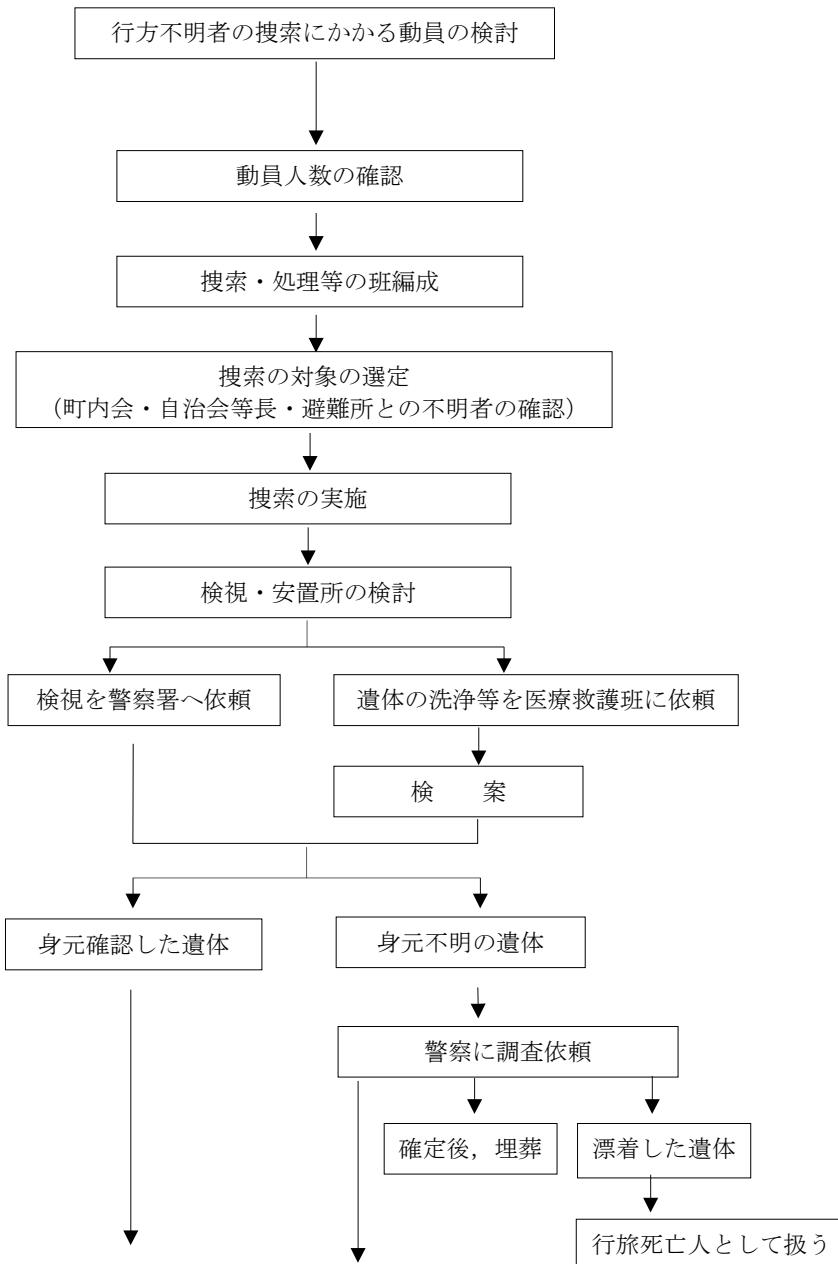
※ 救援実施のフロー（例）

【行方不明者の搜索・遺体の処理及び埋・火葬計画】

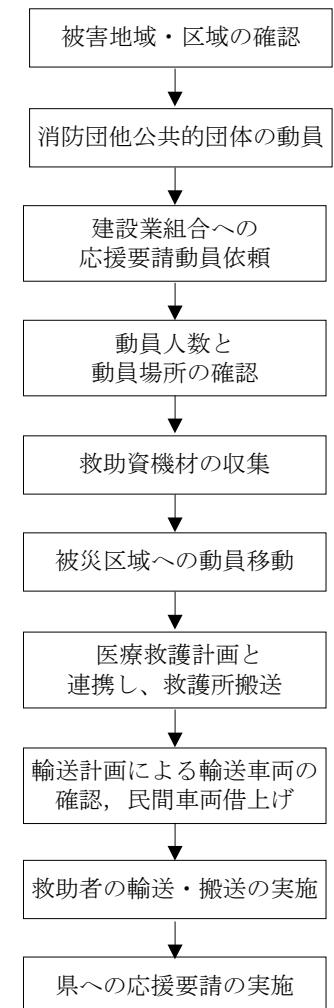
（社会福祉課、生活環境課、市民課、
警防課、三原消防署、三原西消防署、世羅消防署）

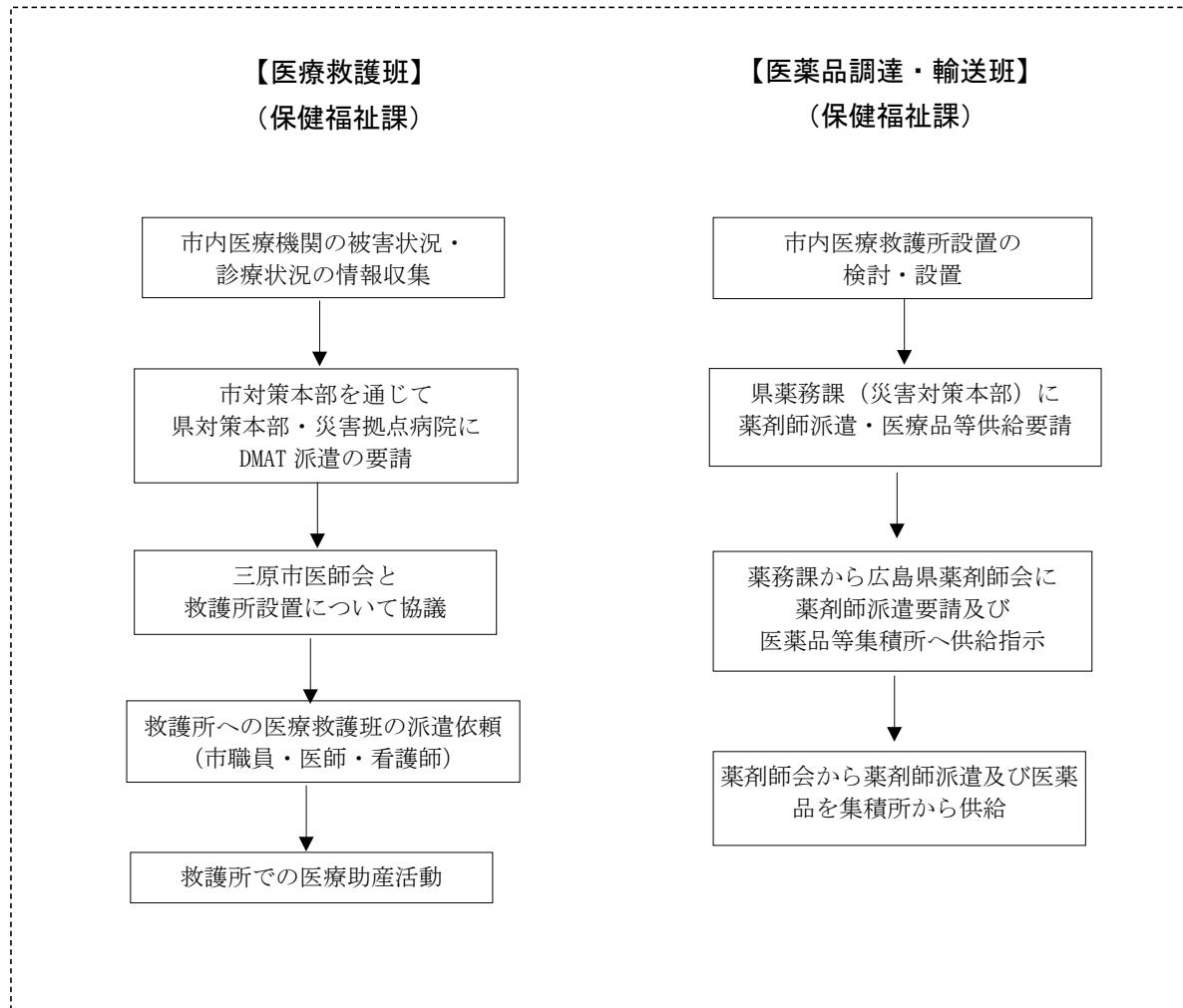
【被災者救出救助計画】

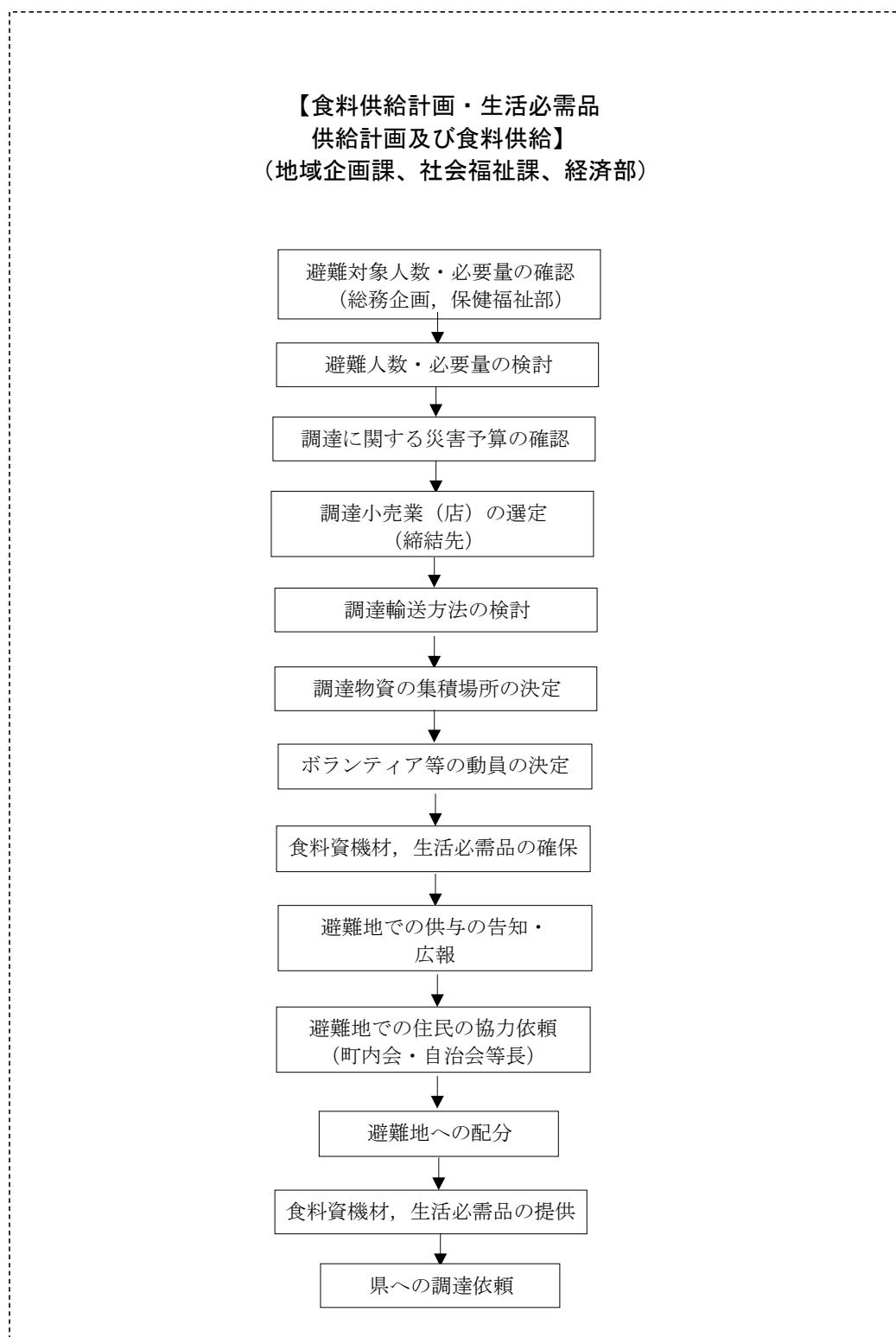
（警防課、三原消防署、三原西消防署、
世羅消防署、全課、公共的団体）

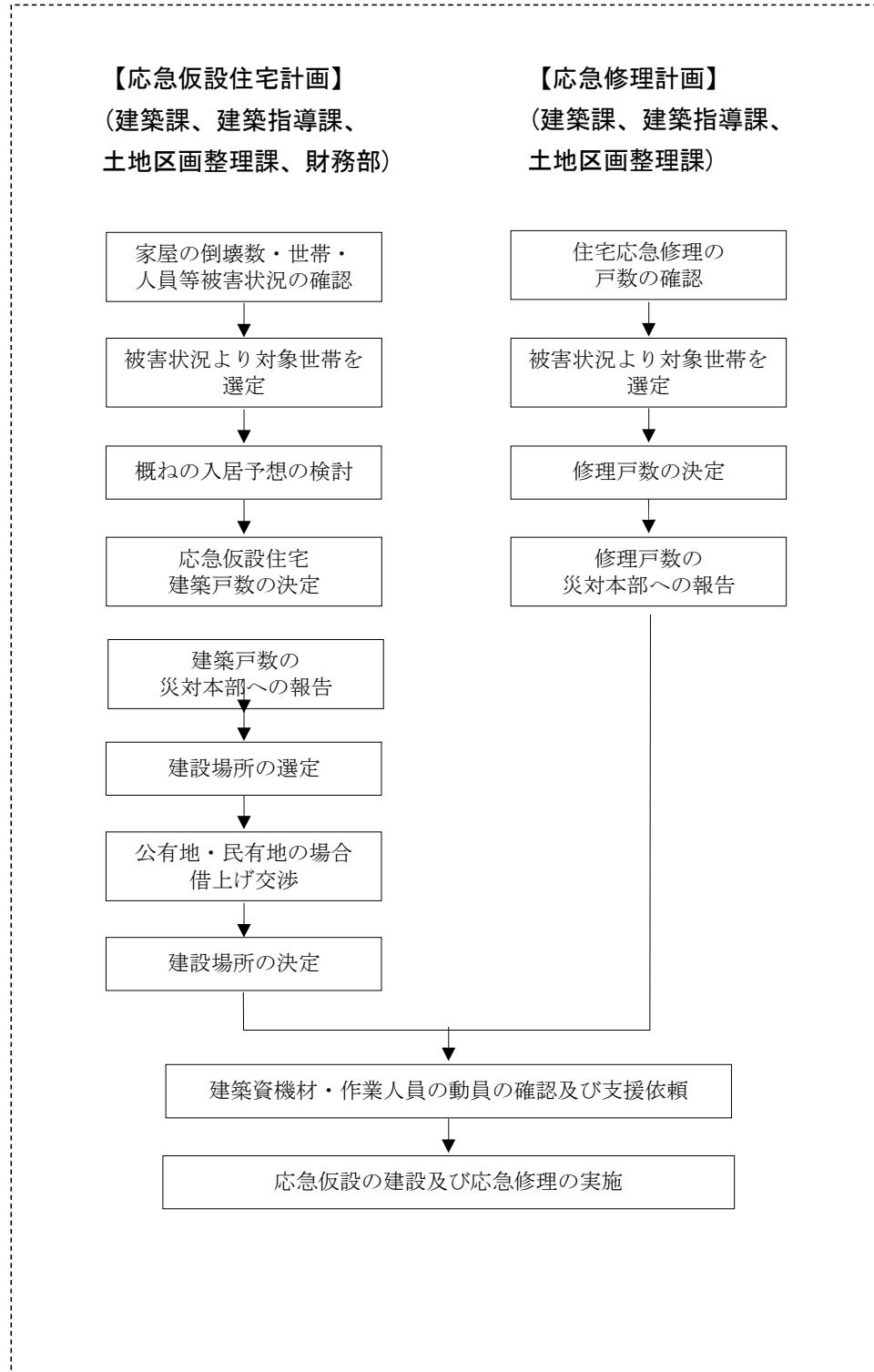


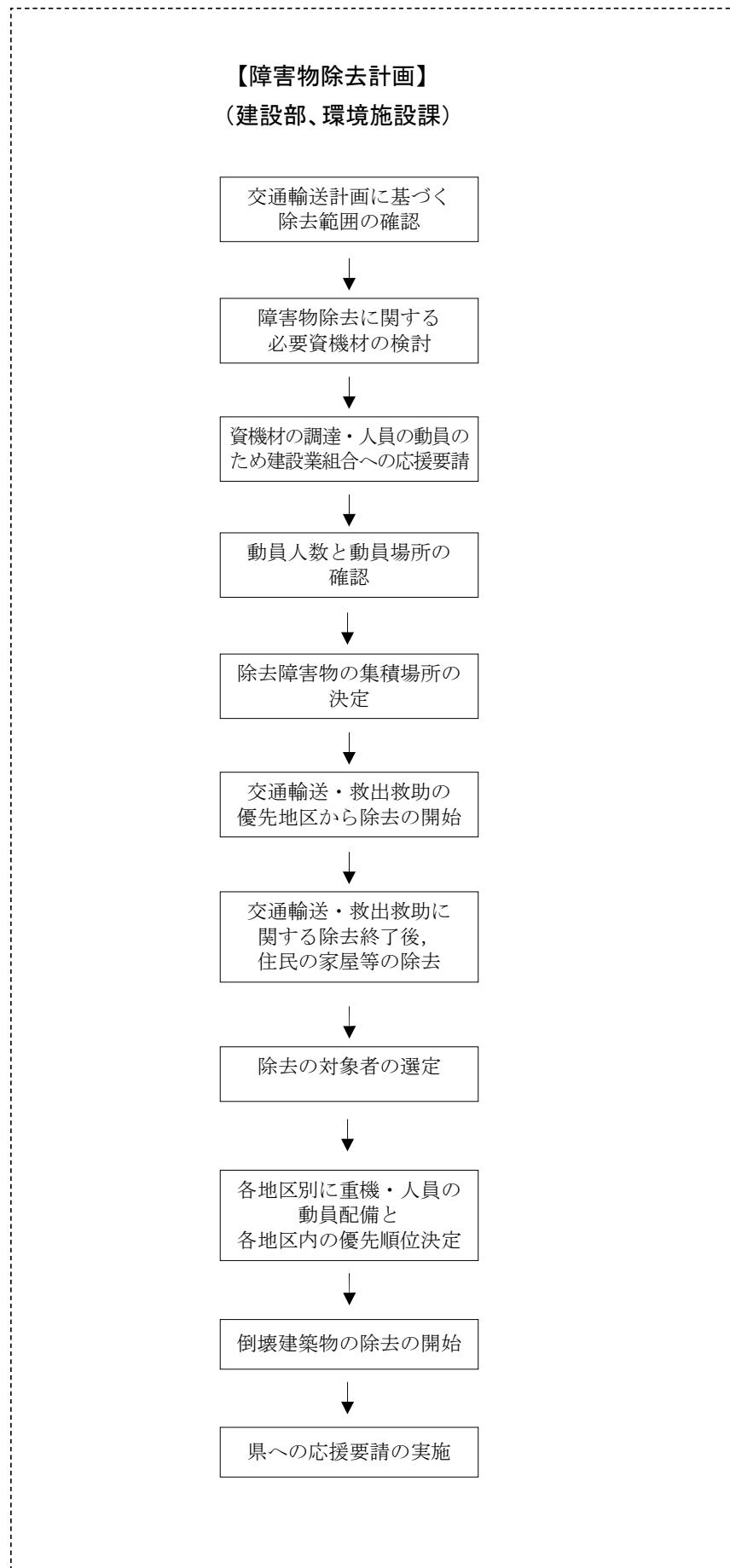
家族が判明した場合等は、家族の判断、死体埋葬の対象
家族が対応できなければ、市が対応











4 県が実施する医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(参考：「県国民保護計画」の内容を記載)

知事は、医療活動の実施において、県立の医療機関において医療活動を行うほか、県内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努める。

また、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。さらに、必要に応じ、防衛大臣に対し患者の搬送について要請する。

核攻撃等、または生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症、または重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 県が行う救援の際の物資の売渡し要請等

(参考：「県国民保護計画」の内容を記載)

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、次の措置を講ずることに留意する。

- ・救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

・医療の要請及び指示

また、国民保護法第81条第2項、第3項及び第4項（同条第1項に係る部分を除く。）の規定に該当する場合は、同法第83条の規定に基づき、公用令書を交付する。

なお、知事は、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令を指定行政機関の長等に対し要請することができる。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

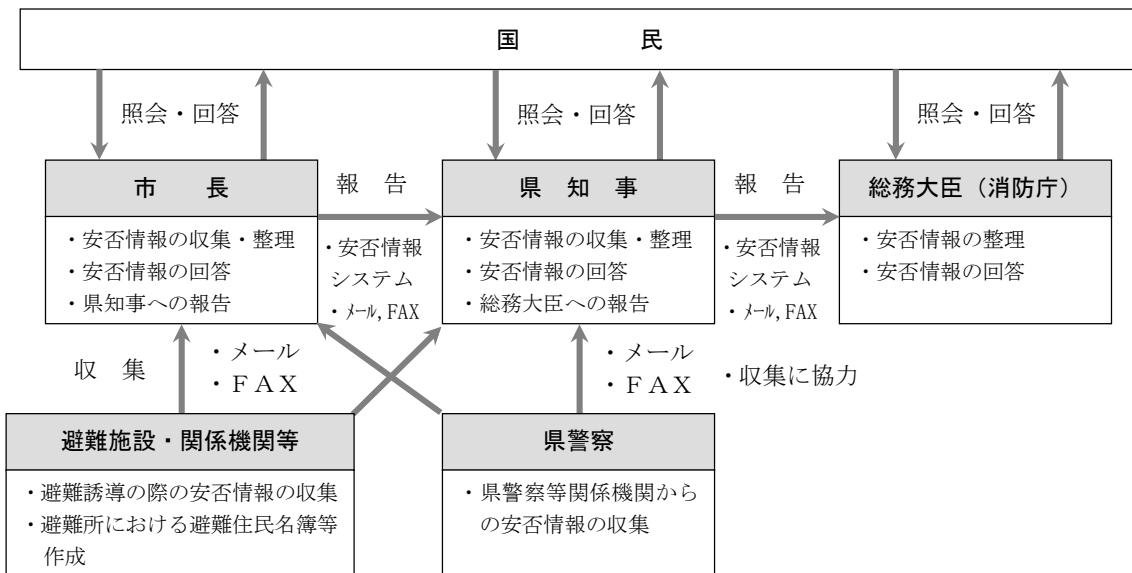
県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、または医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確、かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



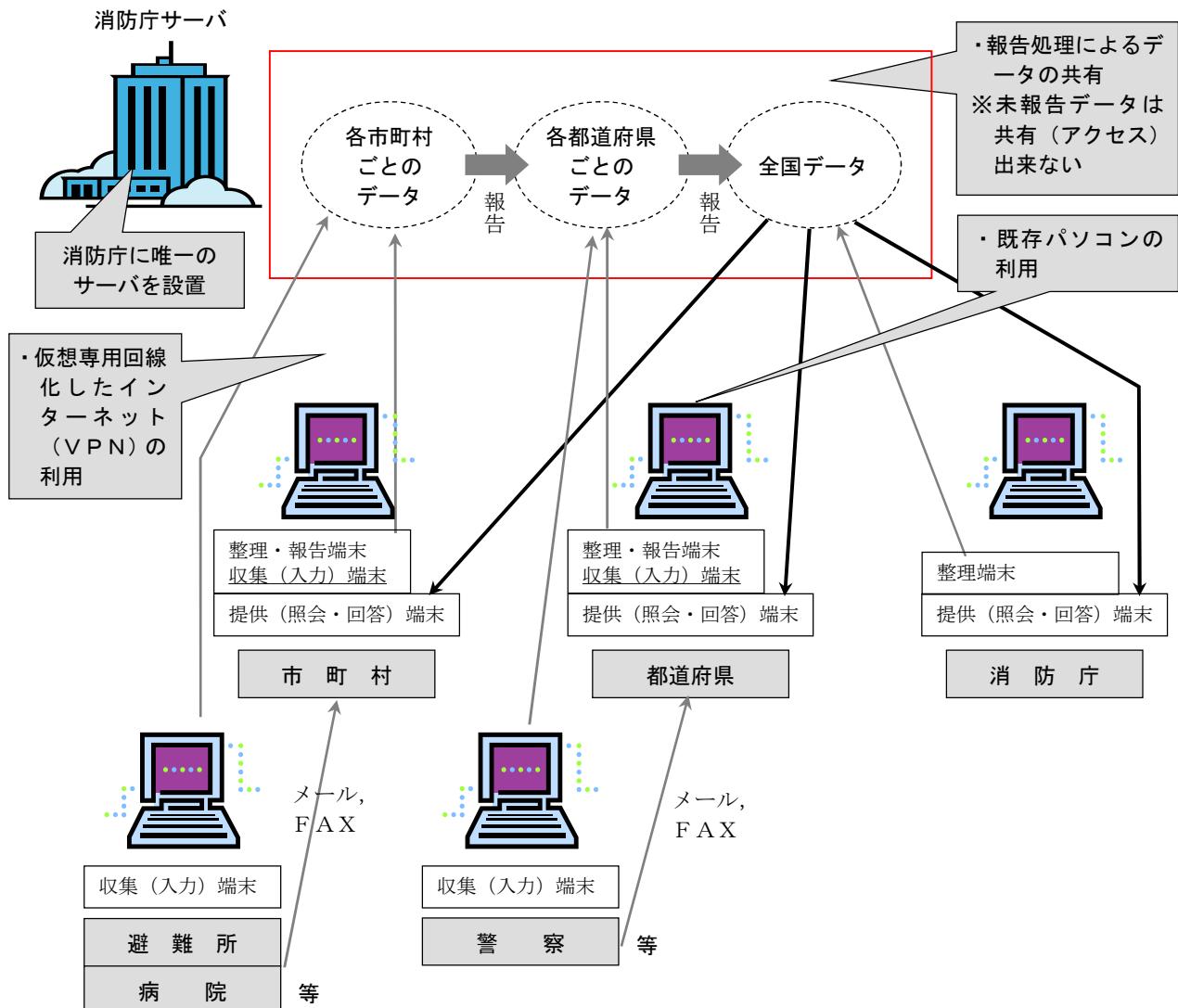
【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷または疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答、または公表の同意
- 2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦、⑮～⑯の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

【国が整備する安否情報システムの構成（イメージ）】



1 安否情報の収集

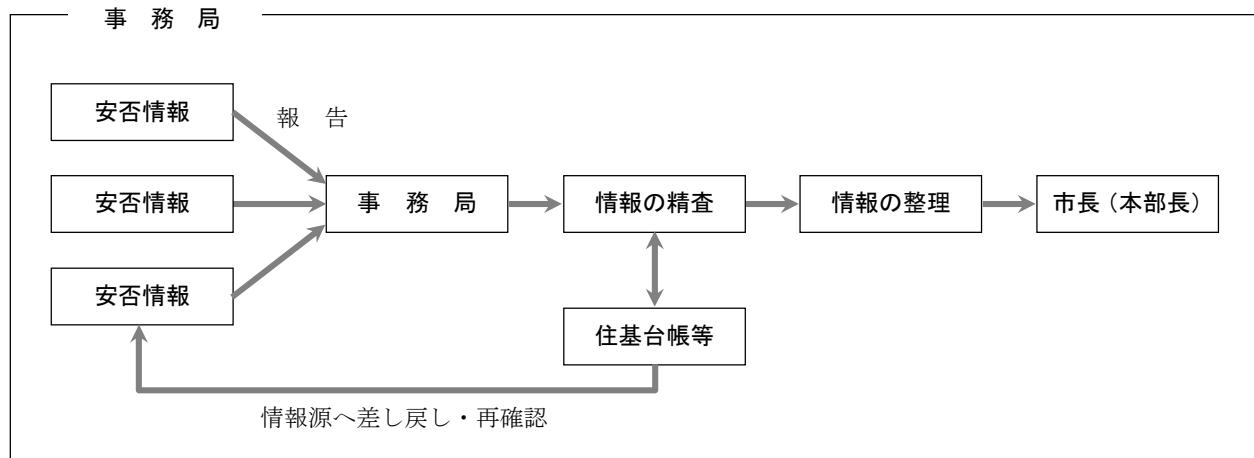
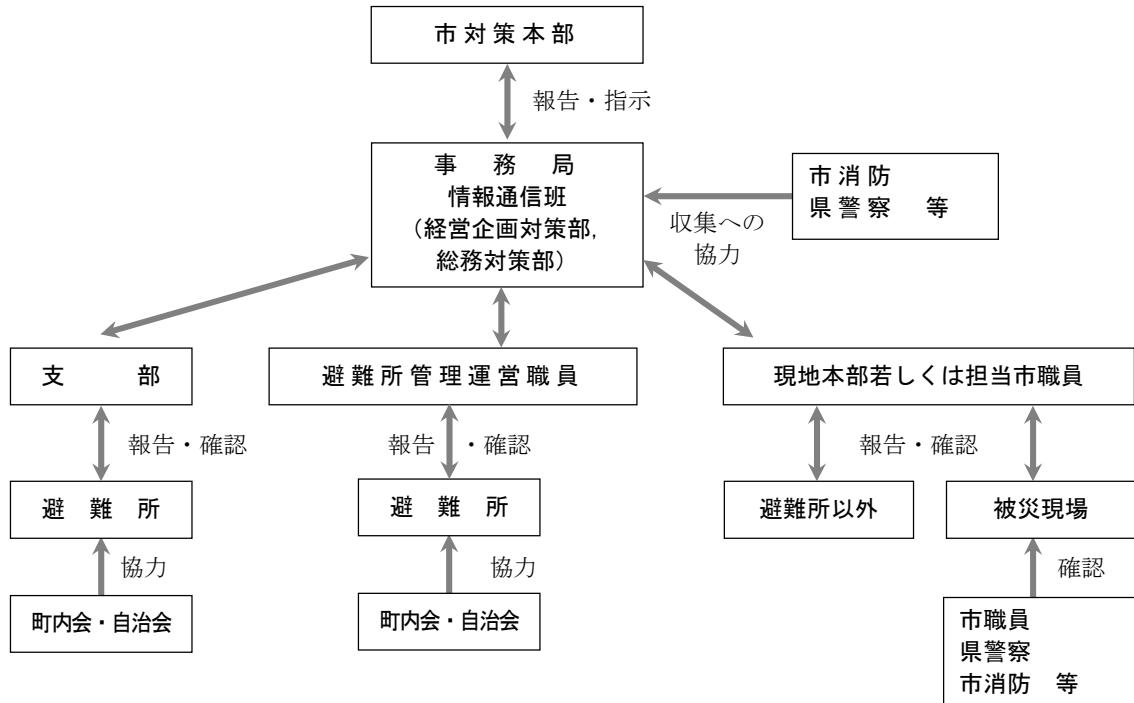
(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難住民、または武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。（※様式第1号・様式第2号はP53・P54参照）

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

【安否情報収集体制】



(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。（※様式第3号はP55参照）

3 安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が、遠隔地に居住している場合など、書面の提出ができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

【様式第4号】(第3条関係)

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣

(県知事) 殿

(三原市長)

申 請 者

住 所 (居所)

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族または同居者であるため。 ② 被紹介者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、当該照会に係る者の同意があるとき、または公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】(第4条関係)

安否情報回答書

		年　　月　　日	
殿			
総務大臣 (県知事) (三原市長)			
年　　月　　日　　付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡しました 負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏　　名		
	フ　リ　ガ　ナ		
	出生の年月日		
	男　女　の　別		
	住　　所		
	国　　籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
	現在の居所		
	負傷または疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」または「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡しました
負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」または「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記より記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷または疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加
えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は、個人の情報であるため、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周
知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷、または疾
病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から、特に留意が必要な情報については、
安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連施設等の安全確保等

武力攻撃災害への対処を行うにあたり、生活関連等施設の重要性を考慮し、その安全確保について、必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

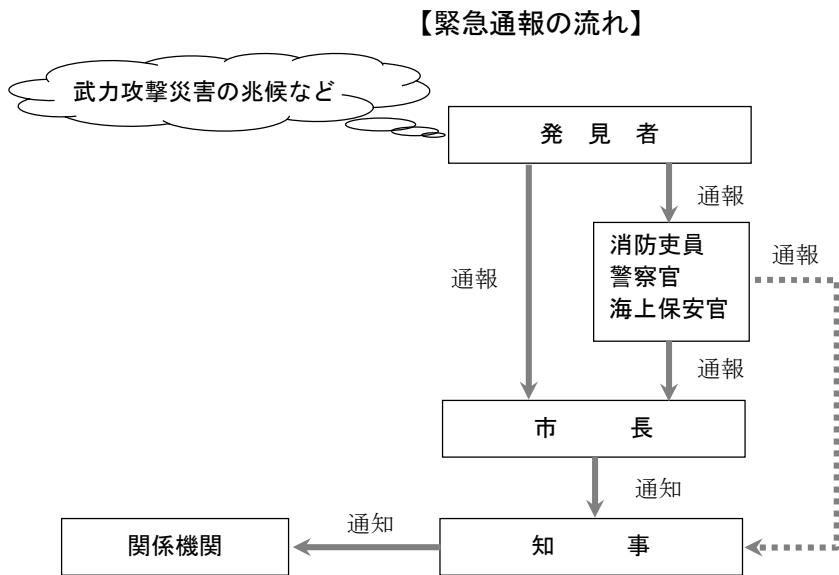
消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(3) 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。



3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設については、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

市長は、市内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容、その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、市長は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保

のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について、市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または一の市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの（国民保護法第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止、または制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、または消費の一時禁止、または制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更、またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

【対象】

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年12月21日県条例第34号）第2条の表第9号（1）及び（7）に規定する許可に係るものに限る。）

【措置】

- ① 消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、貯蔵及び消費を一時禁止し、または制限すること。（火薬類取締法第45条第2号）
- ② 火薬類の所有者、または占有者に対して、火薬類の所在場所の変更、またはその廃棄を命ずること。（火薬類取締法第45条第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 (武力攻撃原子力災害及び) N B C攻撃による災害への対処等

(※三原市においては隣県の原子力施設よりいずれの場合も100km以上離れているが、チェルノブイリ事故等を考慮し、参考として記載する。)

武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響を考慮し、次の場合、県の指示に従い必要な措置を講ずる。

この場合において、当該措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合。
- (2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出、または放出のおそれに関する県からの通報、または指定行政機関の長からの通知を受けた場合。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する

る情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（または職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所による消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性について、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点について、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止する協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・廃棄 ・移動の禁止
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限、または禁止 ・給水の制限、または禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食、衣類、寝具、その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・封鎖 ・立入りの禁止
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、または死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物、または場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、P62・P63を参考に、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（または関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、コミュニティFM、MCAT、広報車、FM告知端末等により、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官、または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、またはこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる」ととされている。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

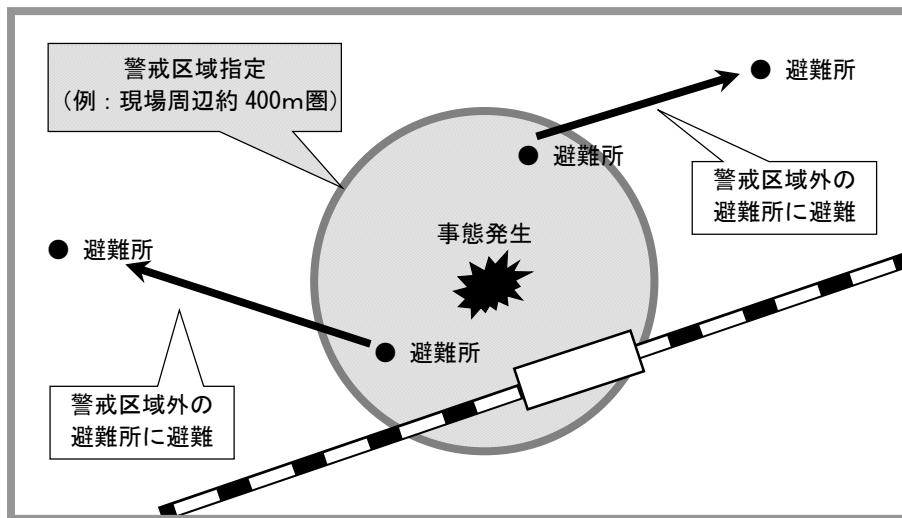
ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命、または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域指定と警戒区域外の避難所への避難（例）】



【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示とともに、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官、または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用、または土石、竹木、その他の物件の使用、もしくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物、または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長、または消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事、または他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、または武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、または必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から、相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合の消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^{*3}の実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事、または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、または消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

*3 トリアージ

「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して、治療や広報医療機関搬送の優先順位を決めること。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所、または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

平成 年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
三 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

- (1) 発生日時 平成 年 月 日
(2) 発生場所 三原市△△町A丁目B番C号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

三原市	人的被害			住宅被害		その他
	死 者	行 方	負傷者			
			不明者	重傷	軽傷	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)
〇〇町						

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

三原市	年 月 日	性 別	年 齢	概 况

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切、かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保、その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置をする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置をする。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して、保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供をする。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬、または処分を業として行わせるよう指導する。
- イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬、または処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬、または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬、または処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令、または勧告の告知等

- ア 市教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。
- イ また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかに、その旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために、所有者等に対し必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財の取扱いについて

市教育委員会は、市指定文化財等に関し、武力攻撃災害による被害を防止するために、所有者等に対し必要な措置を勧告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資、もしくは役務、または国民経済上重要な物資、もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期、並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（3）生活再建資金の融資等（参考）

武力攻撃災害により、住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、被災状況に応じて、被災者に対する貸付資金、被災した事業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を検討する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設（指定都市のみ）、道路及び港湾及び飛行場等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務、または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、もしくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

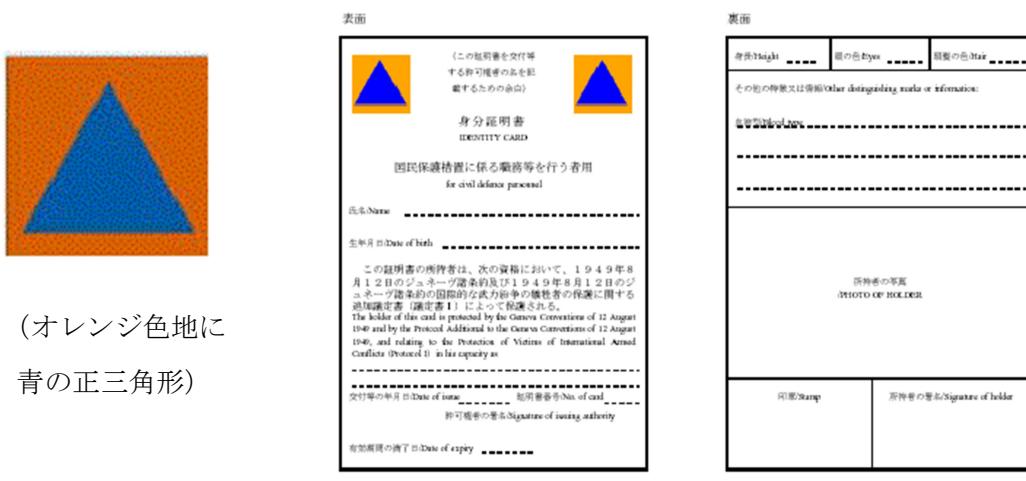
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

ア 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設、飛行場施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

市対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ県と連携して調整を行う。また、輸送路を効率的に確保するため、関係する施設管理者等の情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けた国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導、もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整、または指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害、またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

交通規制

(参考:「県国民保護計画」の内容を記載)

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域、または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

交通規制等を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事、または県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域、または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたっては、関係機関との密接な連携を確保する。

付 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。 (*本文中の注釈の再掲)

用語	意義及び用法
市	三原市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
国民保護法	武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」記している場合もこの法律を指す。
県	広島県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
県国民保護計画	広島県の国民保護計画をいう。なお、文脈に合わせて「県計画」との表記も用いる。
市国民保護計画	三原市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」または「本計画」との表記も用いている。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号ヘに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

用語	意義及び用法
指定地方公共機関	広島県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
知事	広島県知事を指す。
武力攻撃災害	武力攻撃により、直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により、死亡し、または負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。
消防機関	市が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
自主防災組織等	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
e-ラーニング	インターネットを利用して、理解の進度を確認しながら進めていく学習方法。
デモグラフィック	人口統計学的属性（性別、年齢、住んでいる地域、所得、職業、学歴、家族構成などの人のもつ社会経済的な特質データ）。
知事等	広島県知事及び県の他の執行機関の長を指す。
市町村長等	市町村長及び市町村の他の執行機関の長を指す。
トリアージ	「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して、治療や広報医療機関搬送の優先順位を決めること。

三原市国民保護計画

平成 19 年 1 月策定

平成 30 年 5 月変更

令和 7 年 12 月変更

発行者 三原市

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話：(0848) 67-6066（直通） FAX：(0848) 67-6164

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

編集 三原市危機管理監危機管理課

